

# 七宗町 子ども・子育て支援事業計画 【素案】

(計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度)

平成 26 年 12 月

七宗町



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の期間.....	3
3 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
4 計画策定の方法.....	5
<b>第2章 七宗町の現状</b> .....	7
1 人口の状況.....	8
2 アンケート調査.....	11
<b>第3章 計画の基本的な考え方・体系</b> .....	23
1 基本理念.....	24
2 基本的視点.....	25
3 基本目標と推進する施策体系一覧.....	26
<b>第4章 施策の展開・実施事業</b> .....	29
1 分かち合いの子育ての推進.....	30
2 子育て支援サービスの充実.....	37
3 子どもの心身の健やかな成長支援の推進.....	41
4 安心して子育てできる生活環境の整備.....	50
<b>第5章 量の見込みと確保方策</b> .....	53
1 教育・保育提供区域.....	54
2 子ども・子育て支援給付.....	55
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	56
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	59
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	71
1 地域との連携.....	72
2 庁内の連携強化.....	72
3 県・近隣市町村との連携.....	72
4 進捗管理及び評価.....	72



# 第1章 計画の概要

# 1 計画策定の背景

わが国の総人口は平成 16 年を境に減少へ転じ、世界的に例をみない少子高齢化社会への転換点を迎え、平成 17 年の合計特殊出生率<sup>1</sup>は 1.26 と過去最低を記録しました。少子化問題は、戦後、高度成長期を経て、右肩上がりの経済状況を前提とした、わが国の社会保障政策全般に著しい影響を及ぼすことが、近年、広く認識されるようになりました。

政府においては、平成 6 年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)の策定をはじめとして、仕事と子育ての両立支援等、子どもを産み育てやすい環境づくりにむけた対策の検討以降、様々な少子化対策を展開してきました。

平成 15 年の「次世代育成支援対策推進法」の制定により、地方自治体が主体となり「次世代育成支援対策行動計画」が策定され、次世代育成支援のための取り組みを行うこととなりました。

しかしながら、その後も女性の社会進出や経済・社会情勢の変化等により、子育て環境は変化しており、少子化の進行に歯止めはかかっていません。

その後、平成 22 年に少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、平成 24 年には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度のもとでは「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築を基本として、①認定こども園の普及②子育てしやすい、働きやすい社会の実現③子育て支援の量の拡充や質の向上④子どもの数が減っている地域の子育て支援がめざされています。

本町では、平成 22 年に「次世代育成支援対策行動計画」(後期計画)を策定し、町の未来を託す子どもたちが健やかに成長し、両親が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んできました。

今後もこの方向性を継続しながら、社会状況の変化や新たな国の方針を踏まえ、本町の実情に即した、よりよい子育て・子育ての場を構築し、子どもたちが自立心を育みながら豊かな心をもつてのびのびと育つことをめざし、「七宗町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

---

<sup>1</sup>合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産む子どもの平均数。

## 2 計画の期間

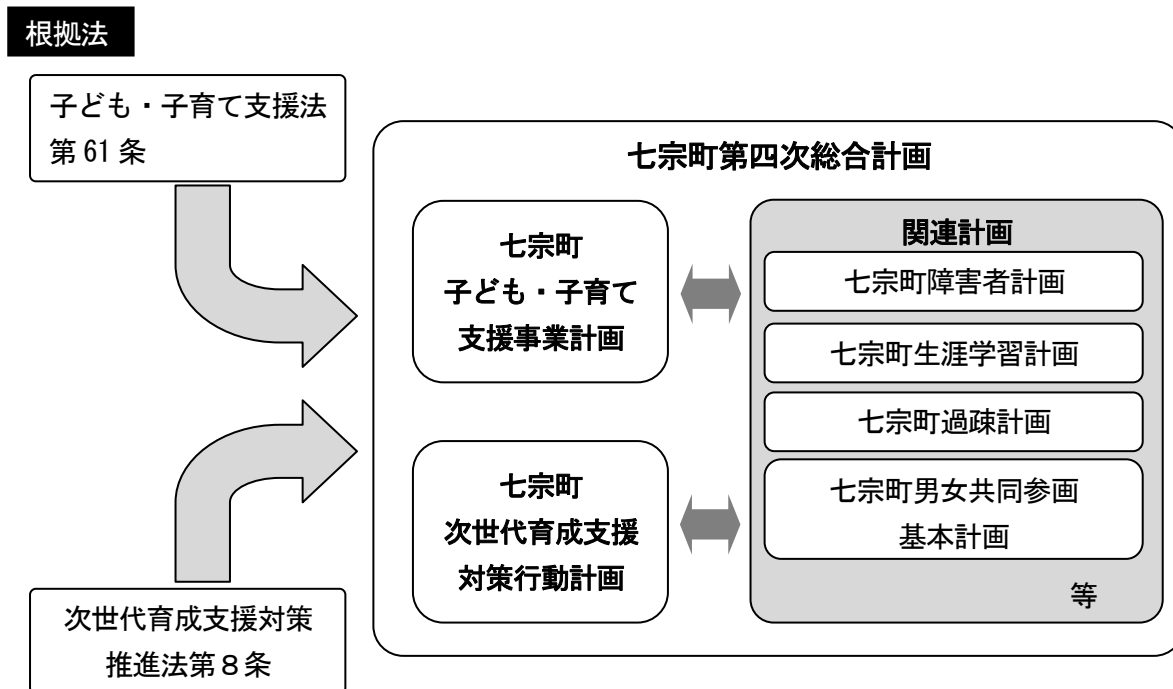
本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
次世代育成支援対策推進法					次世代育成支援対策推進法延長				
七宗町 次世代育成支援対策行動計画(後期計画)					七宗町 次世代育成支援対策行動計画				
					子ども・子育て支援法				
					七宗町 子ども・子育て支援事業計画				

### 3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「七宗町子ども・子育て支援事業計画」です。また、上位計画である平成 18 年 3 月策定の「七宗町第四次総合計画」やその他関連計画との整合性を考慮して策定します。

なお、本計画は、少子化解消推進対策とも関わりを持つため、次世代育成支援推進対策法第 8 条第 1 項に基づく「七宗町次世代育成支援対策行動計画」としても位置づけます。





## 4 計画策定の方法

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下のとおりの方法を経て策定しました。

### (1) 子ども・子育て会議

各種団体の代表者、七宗町子ども・子育て支援関係部局代表者、教育・保育サービスに従事する学校・保育園職員にて組織し、計画案について、意見交換、施策提案などを行い審議しました。

### (2) 住民意識調査

就学前児童の保護者、小学生の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用状況、利用意向について把握することを目的に意識調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。

### (3) パブリックコメント

町民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に町民の意見を反映させることを目的に行いました。



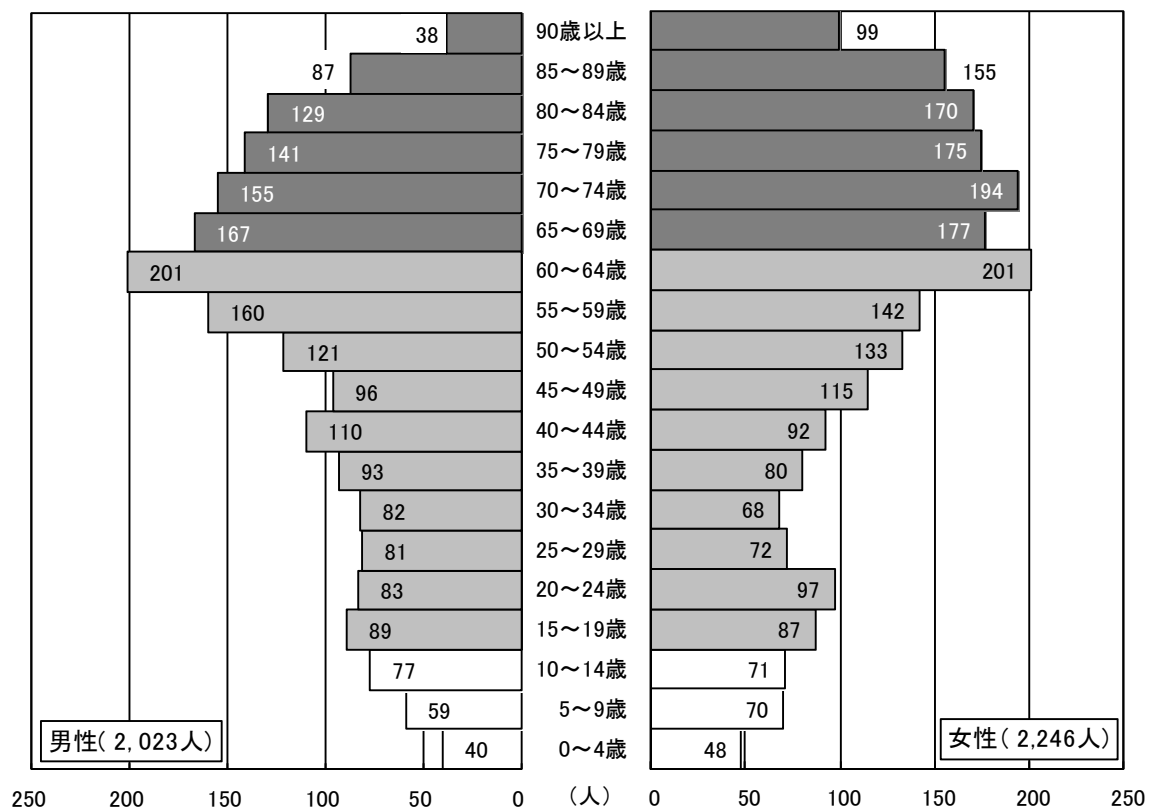
## 第2章 七宗町の現状

# 1 人口の状況

## (1)人口の構成と年齢3区分人口の推移

5歳階級別人口をみると、60歳～64歳が最も多く、65歳以上の高齢者の人口に比べて、20～40歳代や、それより若い子どもの人口は年齢が低くなるにつれて少なくなっています。

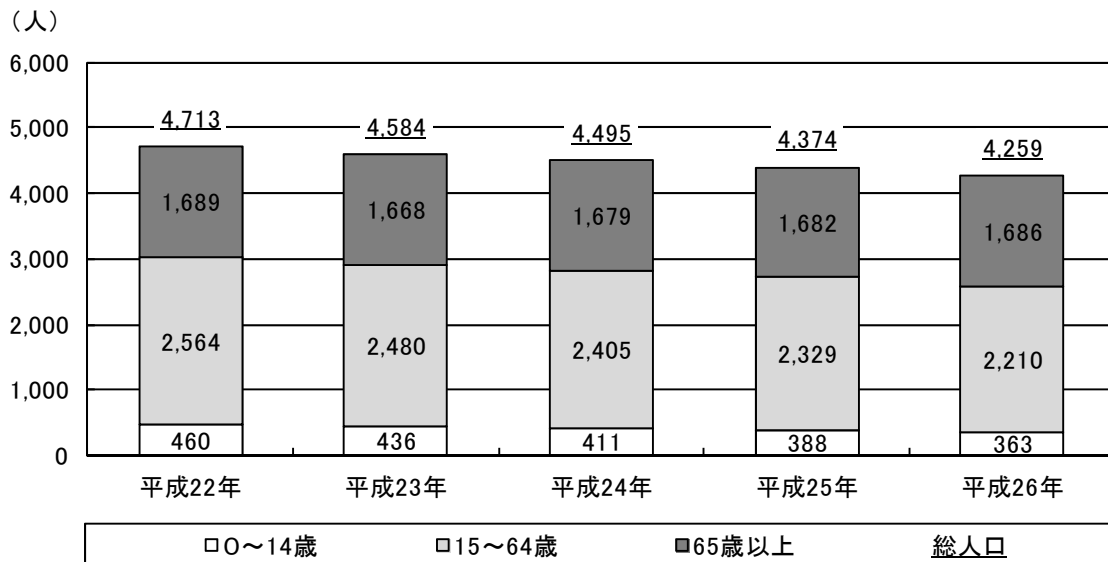
### ◆5歳階級別人口



資料：住民基本台帳(平成26年10月1日現在)

本町の人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口はともに減少しています。

◆年齢3区分別人口の推移

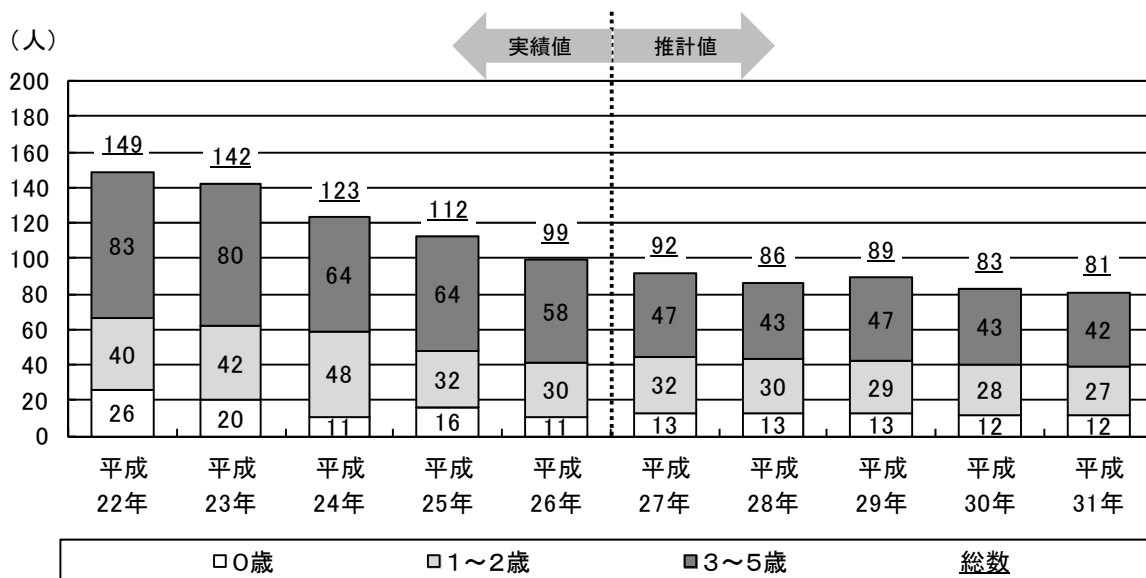


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 児童人口の推計

本町の児童人口（0～5歳）は、今後、減少傾向で推移し、計画最終年の平成31年には平成26年の99人から、81人になることが予測されます。

◆児童人口推計



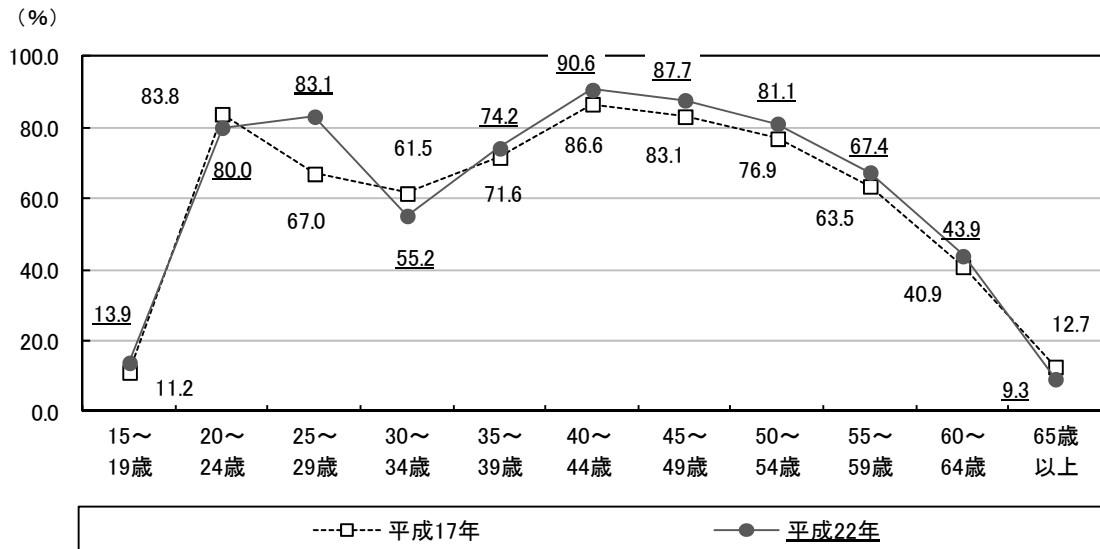
<sup>2</sup>コーホート変化率法

コーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団をさします。過去の実績から、ある年齢層の人口が一定の期間においてどれくらい変化するかを示した値をコーホート変化率といいます。

### (3) 女性の年齢区分別労働力率の推移

本町の女性の年齢区分別労働力率の推移をみると、労働力率の上昇がみられる年齢が多くなっています。特に25～29歳で、その差が大きくなっており、平成17年の67.0%から平成22年には83.1%に上昇しています。

#### ◆女性の年齢区分別労働力率の推移

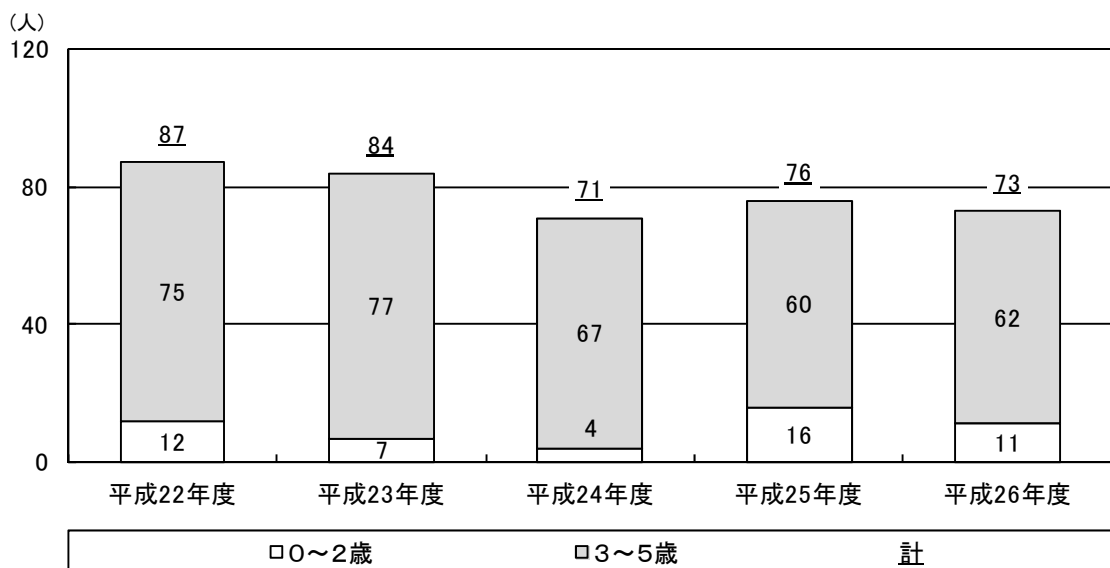


資料：国勢調査

### (4) 町立保育園における園児数状況

本町の保育園の状況を見ると、平成22年度から平成26年度にかけて、0～2歳に関しては、少子化の進行に合わせて園児数も減少傾向にあります。年齢の内訳をみると、3～5歳が大きく減少しているのに対し、0から2歳では減少割合が低くなっています。

#### ◆町立保育園の状況



資料：町教育課（各年度10月1日現在）

## 2 アンケート調査

### (1) 調査概要

本計画策定にあたる基礎資料として、子育て家庭の生活実態、教育・保育や子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子ども・子育てに関する要望・意見などを把握するため、実施しました。

- 調査地域：七宗町全域
- 調査対象者：七宗町内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）  
七宗町内在住の「小学生」がいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童、小学生児童（6歳～11歳）の合計180人の児童のいる全世帯を対象（就学前児童、小学生を同一調査票で実施）
- 開催期間：平成25年11月19日（火）～平成25年12月3日（火）
- 調査方法：園や学校を通じた直接配布・回収（未就園児のみ郵送配布・回収）

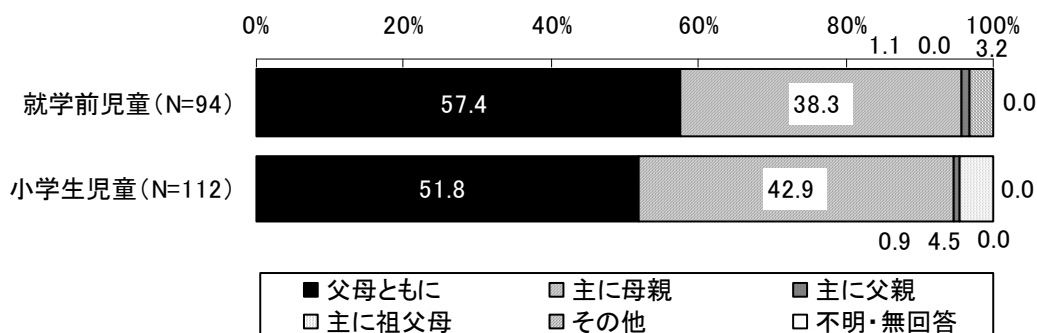
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童・ 小学生児童	180	131	72.8%

※就学前児童、小学生児童を同一調査票で実施したため、同一世帯に就学前児童、小学生児童がいる家庭については重複。

## (2) 子どもの育ちをめぐる環境について

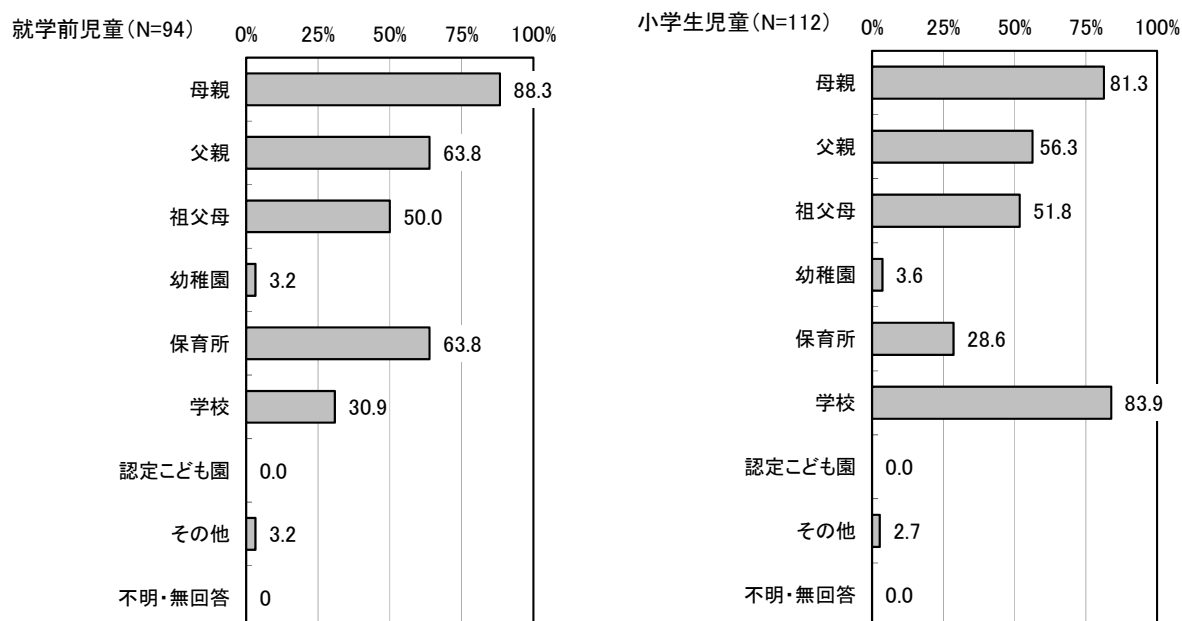
子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が就学前児童で 57.4%、小学生児童で 51.8%と最も高く、次いで、「主に母親」が就学前児童で 38.3%、小学生児童で 42.9%となっています。

### ◆子育てを主に行っている方



子育てに日常的に関わっている方（施設）については、就学前児童で「母親」が 88.3%、小学生児童で「学校」が 83.9%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「父親」と「保育所」が 63.8%、小学生児童では「母親」が 81.3%となっています。

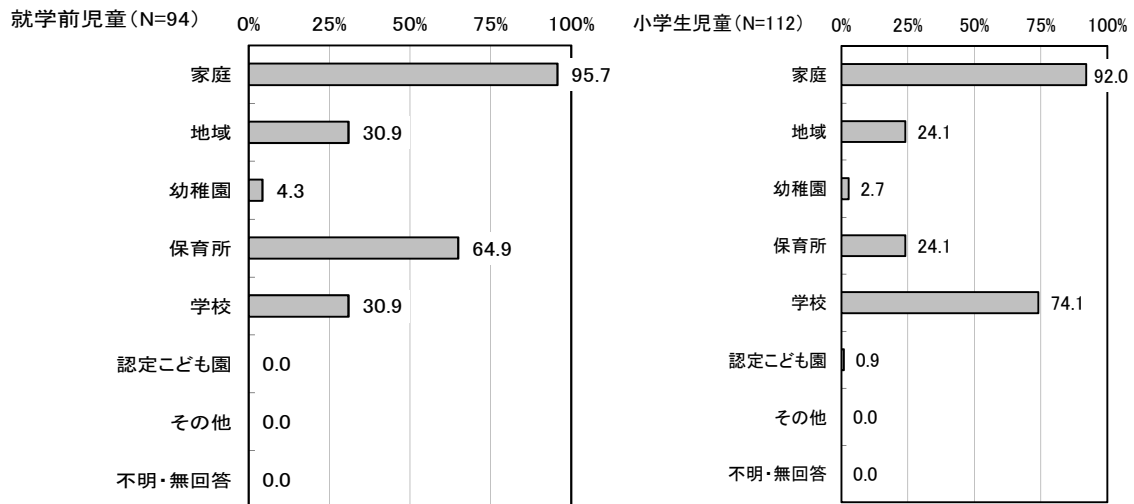
### ◆子育てに日常的に関わっている方または施設





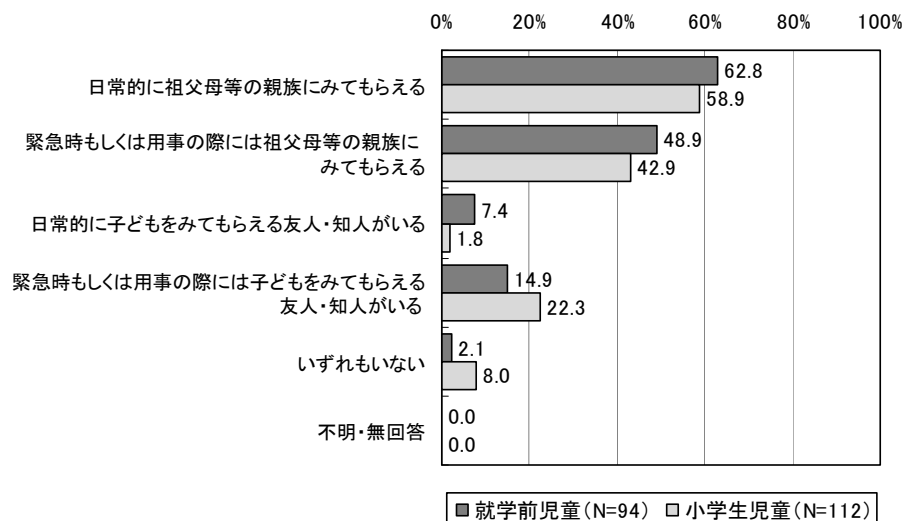
子育てや教育に影響すると思われる環境については、「家庭」が就学前児童で 95.7%、小学生児童で 92.0%と最も高くなっています。次いで、就学前児童では「保育所」が 64.9%、小学生児童では「学校」が 74.1%となっています。

◆子育てや教育に影響すると思われる環境



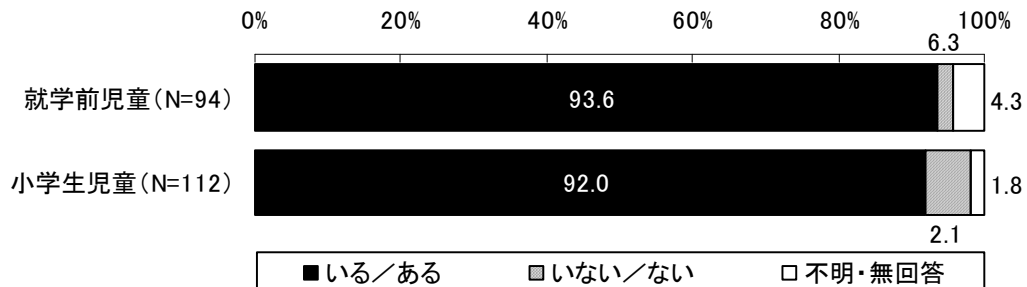
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で 62.8%、小学生児童で 58.9%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で 48.9%、小学生児童で 42.9%となっています。

◆日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



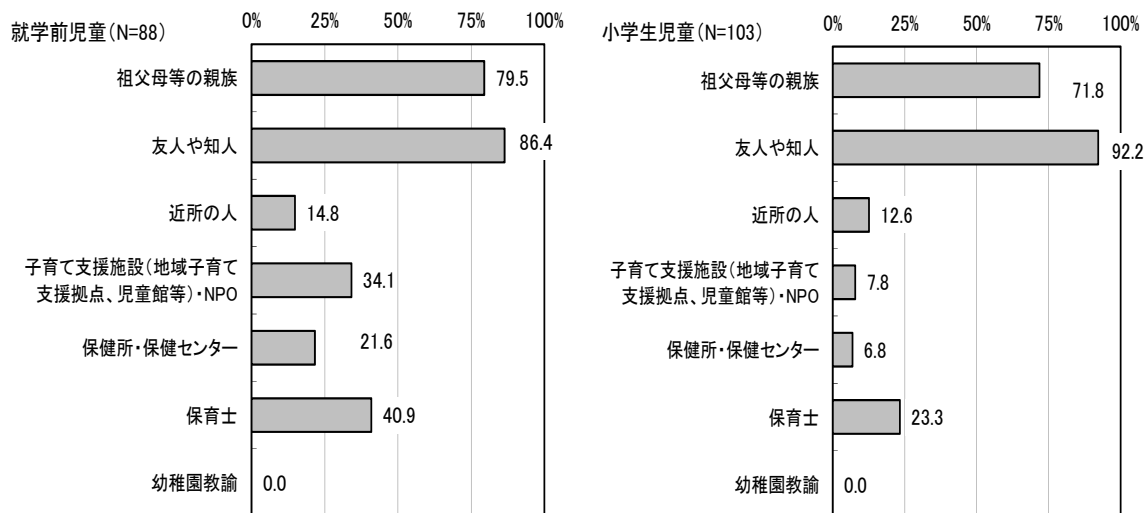
子育てをする上での相談相手（場所）の有無については、「いる/ある」が就学前児童で93.6%、小学生児童で92.0%となっています。

◆子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無



子育てに関する悩みや不安の相談先については、「友人や知人」が就学前児童で86.4%、小学生児童で93.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が就学前児童で79.5%、小学生児童で71.8%となっています。

◆子育てに関する悩みや不安を誰（どこ）に相談しているか



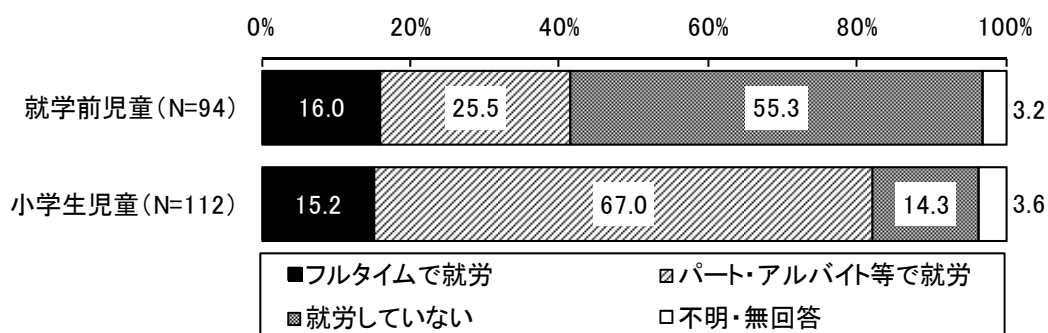
### (3) 保護者の就労状況について

保護者の就労状況については、母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学前児童で 50.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が小学生児童で 67.0%と最も高くなっています。

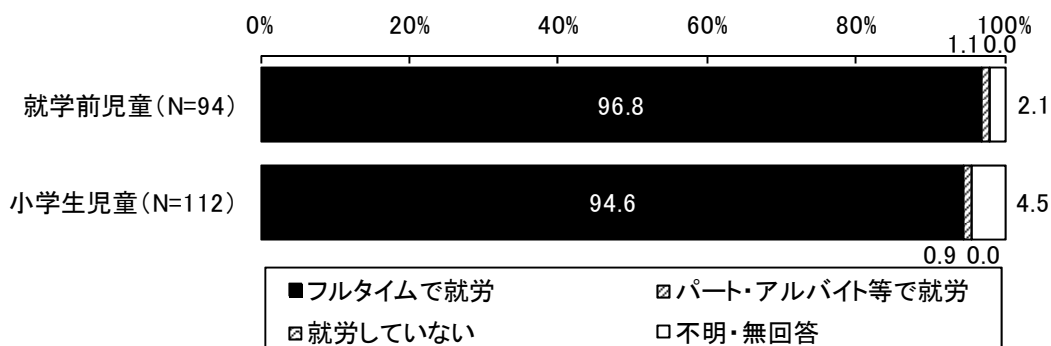
父親では、「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が就学前児童で 96.8%、小学生児童で 94.6%と最も高く、大部分を占めています。

#### ◆保護者の就労状況について

##### 【母親】



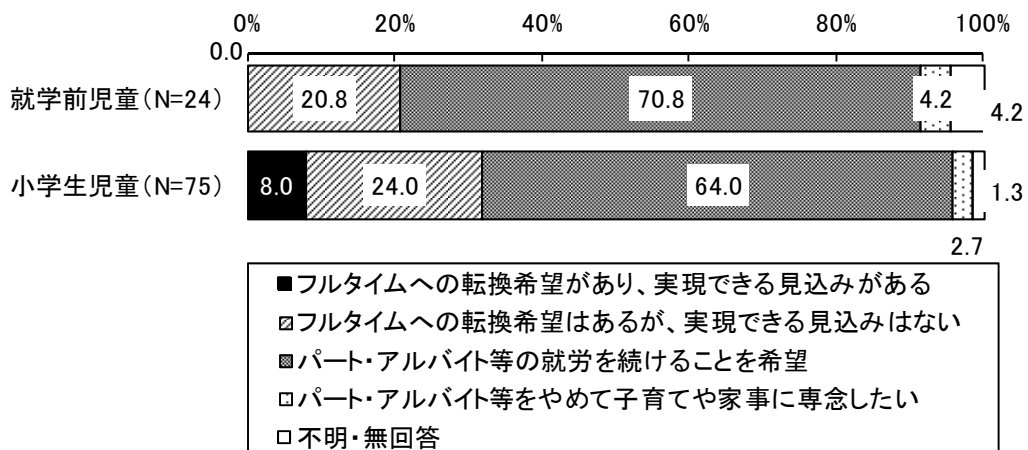
##### 【父親】



現在、パート・アルバイト等で就労している人のフルタイムへの転換希望については、就学前児童・小学生児童の母親で「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も高くなっています。

◆フルタイムへの転換希望について

【母親】

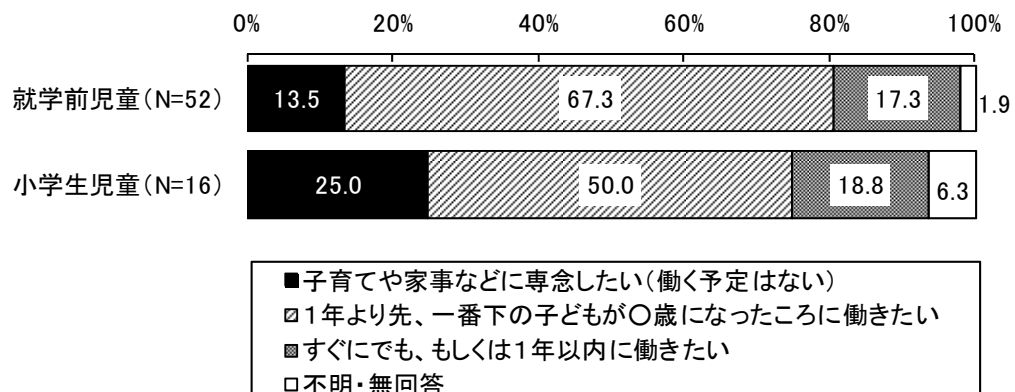


【父親】では、就学前児童・小学生児童ともに回答がありませんでした。

現在就労していない方の就労希望については、母親では「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに働きたい」が就学前児童で67.3%、小学生児童で50.0%と最も高くなっています。

◆就労希望について

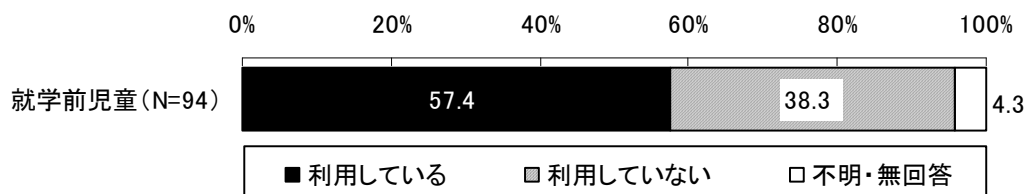
【母親】



#### (4) 平日の定期的な教育・保育事業等の利用について

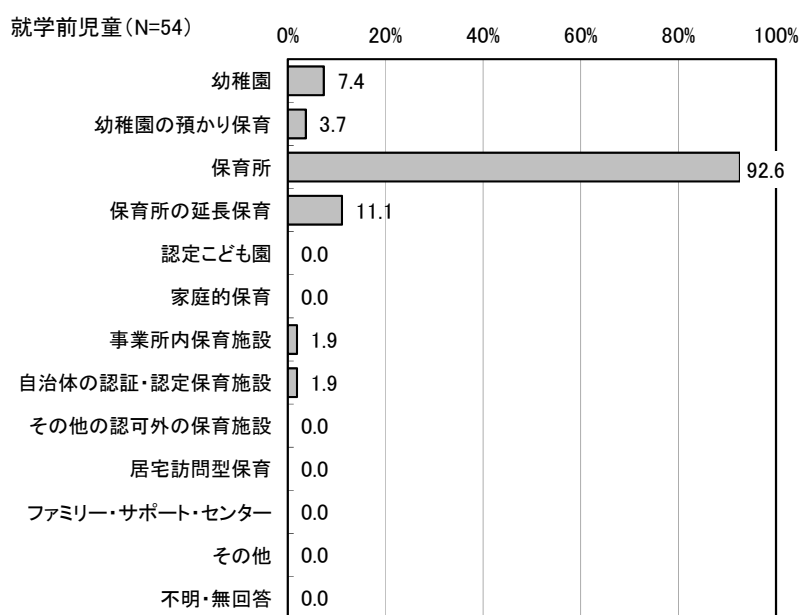
平日の定期的な教育・保育事業等の利用の有無については、「利用している」が57.4%、「利用していない」が38.3%となっています。

##### ◆平日の定期的な教育・保育事業等の利用状況について（就学前児童）



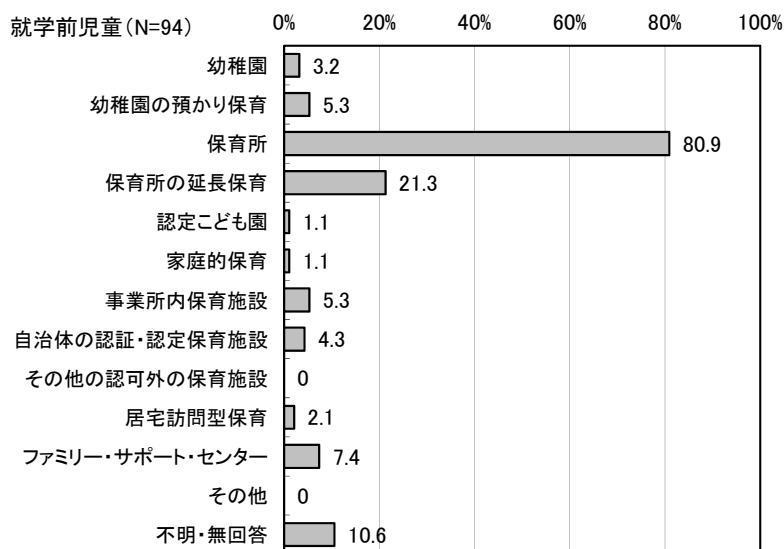
平日に利用している教育・保育事業等については、「保育所」が92.6%と最も高く、次いで「保育所の延長保育」が11.1%となっています。

##### ◆平日に利用している教育・保育事業等について



今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業等については、「保育所」が 80.9%と最も高く、次いで「保育所の延長保育」が 21.3%となっています。

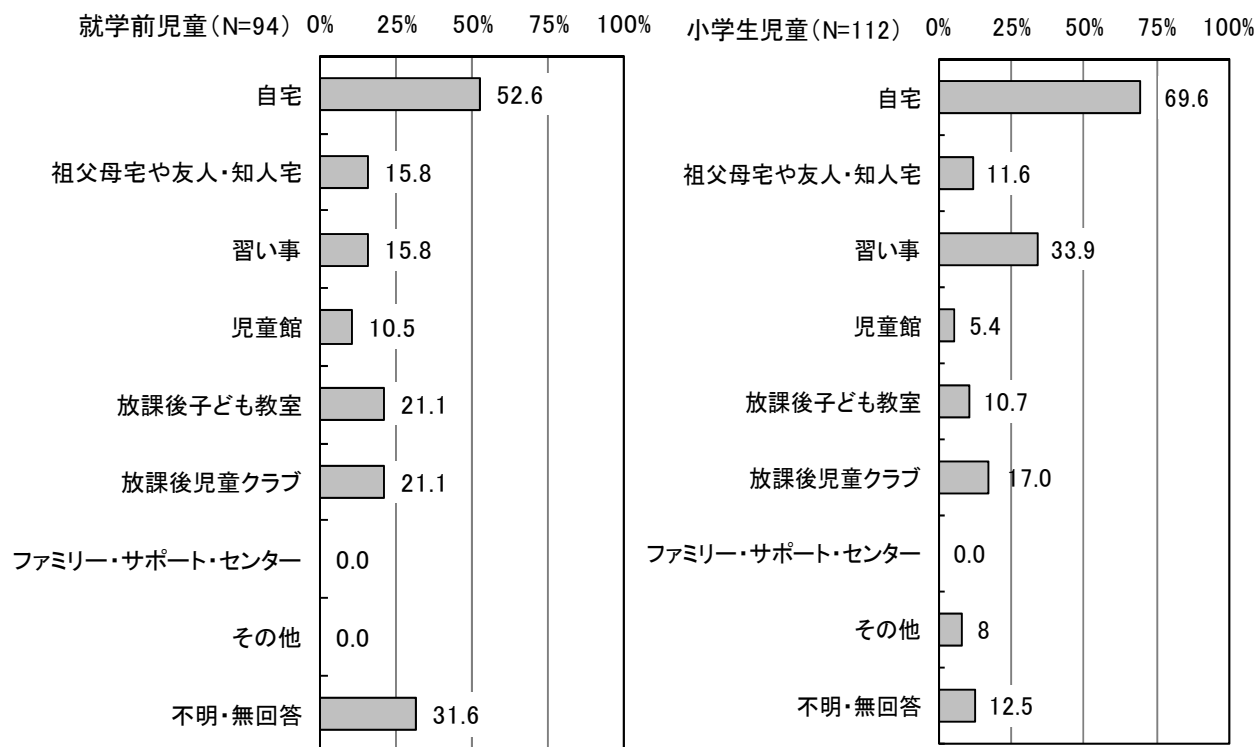
◆現在の利用の有無に関わらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業について



### (5) 放課後の過ごし方について

小学校低学年（1～3年生）のうちの、放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごさせ方の希望については、小学校低学年のうちで、放課後の時間を過ごさせたいと思う場所は、「自宅」が就学前児童で52.6%、小学生児童で69.6%と最も高く、次いで就学前児童では「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」がそれぞれ21.1%、小学生児童では「習い事」が33.9%となっています。

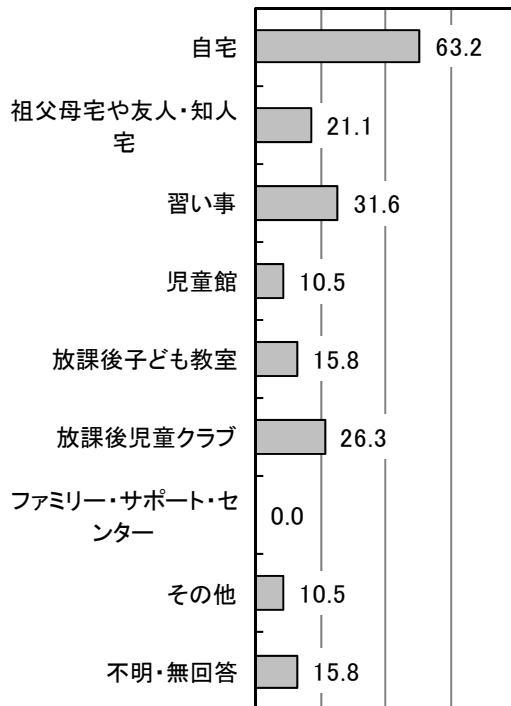
#### ◆小学校就学後の放課後の過ごし方について



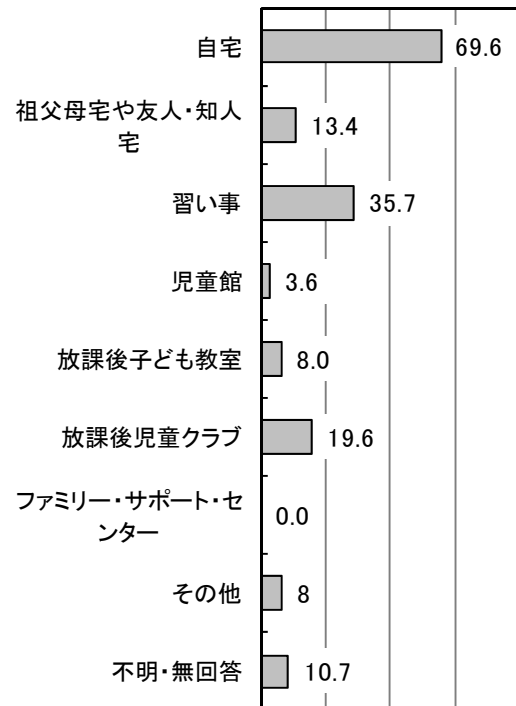
小学校高学年になったら、放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたいと思う場所については、「自宅」が就学前児童で63.2%、小学生児童で69.6%と最も高く、次いで「習い事」が就学前児童で31.6%、小学生児童で35.7%となっています。

◆小学校高学年（4～6年生）の、放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごさせ方の希望について

就学前児童(N=19) 0% 25% 50% 75% 100%



小学生児童(N=112) 0% 25% 50% 75% 100%



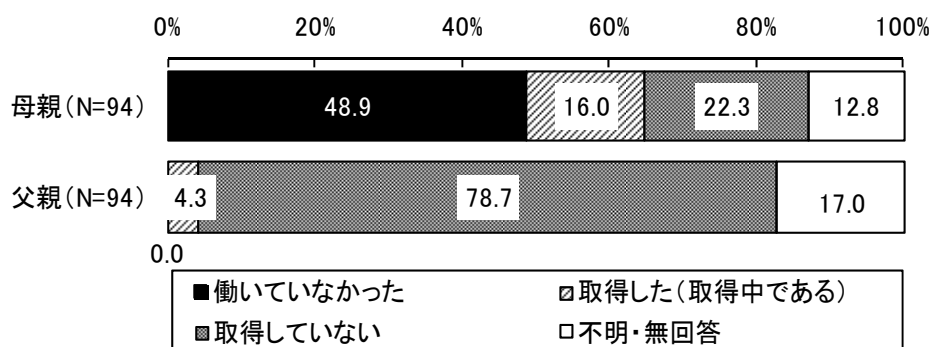


## (6) 育児休業取得状況について

就学前児童の保護者の育児休業取得状況については、母親では「取得していない」が 22.3%、となっています。父親では「取得していない」が 78.7%となっています。

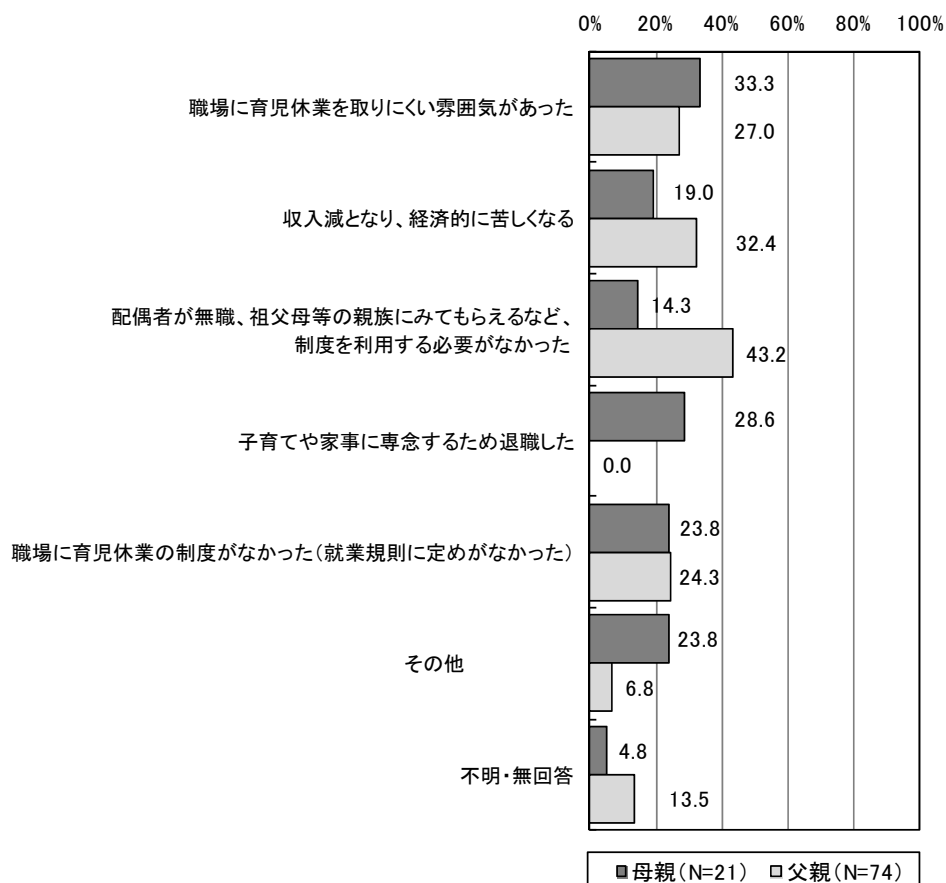
また、「取得した」割合は、母親では 16.0%に対し、父親では 4.3%にとどまっております。

### ◆保護者の育児休業取得状況



育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 33.3%、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 43.2%と最も高くなっています。

### ◆育児休業を取得していない理由

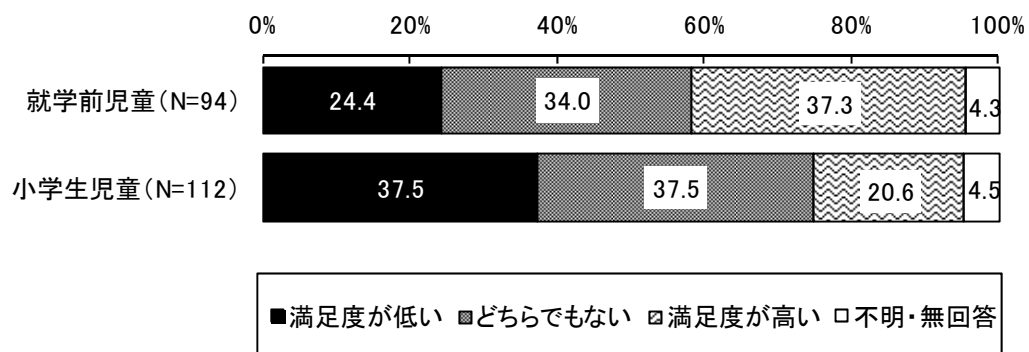


### (7) 地域における子育ての環境や支援への満足度について

お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度については、就学前児童では『満足度が低い』（「満足度が低い」「やや満足度が低い」を合わせた割合）が 24.4%、「どちらでもない」が 34.0%、『満足度が高い』（「やや満足度が高い」「満足度が高い」を合わせた割合）が 37.3%となっています。

小学生児童では、『満足度が低い』が 37.5%、「どちらでもない」が 37.5%、『満足度が高い』が 20.6%となっています。

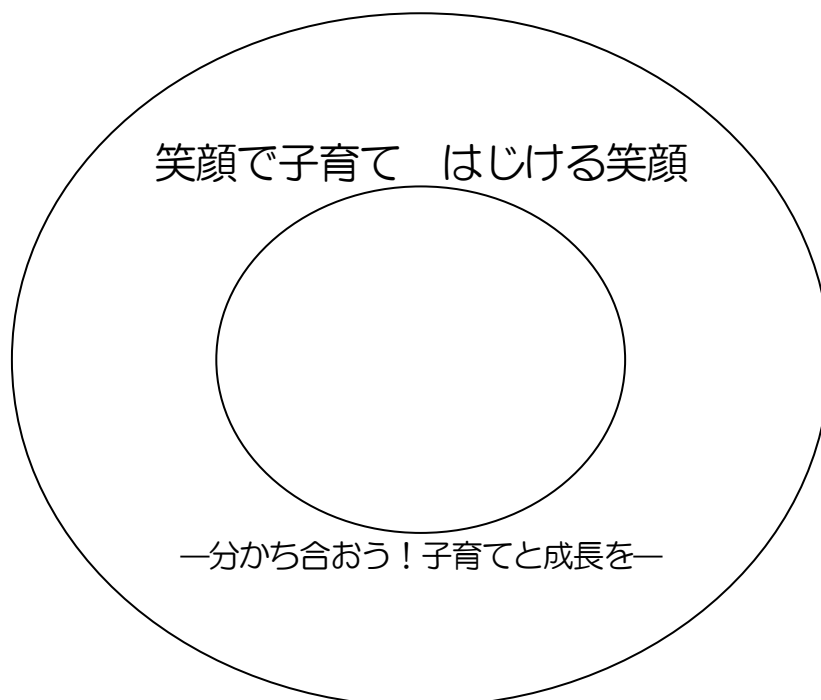
#### ◆お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度



## 第3章 計画の基本的な考え方・体系

# 1 基本理念

## 【基本理念】



平成 17 年度に策定された第四次総合計画では、子育て支援の方向性として「次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、かつ育成されるよう子育て支援の充実や、子どもと家庭を地域全体で応援していく取り組みなどを推進し、安心して子どもを生み育てられる町づくりをめざします。」と示されています。この方向性を踏まえつつ、次世代育成支援対策行動計画の基本目標を引き継ぎ、「笑顔で子育て はじける笑顔 一分かち合おう！子育てと成長をー」を本計画における基本理念とします。

また、本計画においては、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への移行という、制度的にも非常に大きな転換点を迎えていることに鑑み、未来における社会の担い手である子どもがすこやかに育まれるよう、施策を展開していきます。

子どもが、豊かな心をもって、のびのびと自立して育つことを目指し、社会全体を「子どもが育つ環境」と「子どもを育てる環境」という二つの側面から捉えて、計画実現に向けてひとつひとつ着実に実行していきます。

## 2 基本的視点

本町における子ども・子育てに関する課題解決に向けて、計画の推進に係る9つの視点を以下に示します。

### 視点1 子どもの視点

子ども自身の幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する視点を持ちます。

### 視点2 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親になるという認識のもと、自立心を育みながら、子どもの将来を見据えた支援を行う視点を持ちます。

### 視点3 すべての子どもと家庭への支援の視点

すべての子どもとその家庭のさまざまなニーズに対し、柔軟に対応していく視点を持ちます。社会情勢の変化によって起こるニーズの変化に対しても、柔軟に対応します。

### 視点4 仕事と生活の調和を図る視点

女性の社会進出の増加や労働形態の変化など、社会状況の様々な変化を考慮しつつ、父親、母親ともに仕事と子育ての両立ができる社会づくりを進めるという視点を持ちます。

### 視点5 社会全体で支援を行う視点

子育ては保護者に第一義的責任があるという基本的認識のもと、子育てを、国・県・町、企業、地域社会といった、社会全体で支えるという視点を持ちます。

### 視点6 社会資源の効果的活用の視点

本町の子ども・子育てを取り巻くさまざまな社会資源を有効活用する視点を持ちます。

### 視点7 サービスの質の確保・向上の視点

子育て支援や児童健全育成などに関する各種サービスの質を確保するとともに、向上を図る視点を持ちます。

### 視点8 安心・安全な地域社会の構築を行う視点

子どもの登下校時の見守り活動や交通安全指導等を通じて、地域全体で子どもを見守り、地域全体の安全・安心を構築していく視点を持ちます。

### 視点9 これまでの子育て支援施策の継続と発展の視点

良いところは継続し、うまくいかないところは改善を図り、さらに新たな課題についても適切に対応する視点を持ちます。

### 3 基本目標と推進する施策体系一覧

本計画における基本理念である、「笑顔で子育て はじける笑顔一分ち合おう！子育てと成長をー」の実現に向けて、取り組む基本目標と施策体系を設定します。

#### (1)基本目標

##### **基本目標1 分かち合いの子育ての推進**

子育て中の保護者が、孤立することや、負担を一身に背負ってしまうことがないように、父親をはじめ、家庭内での協力体制の支援や地域社会の方々が子育てを分かち合える社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

##### **基本目標2 子育て支援サービスの充実**

子育てと仕事と生活の調和に向けて、保護者の多様化するニーズへの対応および、各種子育て支援サービスの充実を図り、保護者の心身の負担や経済的負担の軽減に努めます。

##### **基本目標3 子どもの心身の健やかな成長支援の推進**

子どもの心身の健やかな成長を促すため、保育園や学校における教育サービスの質的向上や相談機能の強化を行い、母子保健事業の充実を図ります。また、障がいや虐待、不登校など、特別な配慮を要する子どもたちへの支援体制を強化します。

##### **基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備**

子育て支援や教育に関する事業が、その利用対象となる子育て家庭に確実に認知され、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。また、サービスや事業が必要なときに適切に利用されるよう、相談支援体制の充実を図ります。

## (2) 施策体系一覧

基本目標	施策目標
基本目標1 分かち合いの子育ての推進	1-1 家庭の子育て力の強化
	1-2 地域で取り組む子育ての推進
	1-3 地域の子育て力の強化
	1-4 お父さんの子育て力の強化
	1-5 ワーク・ライフ・バランスの推進
基本目標2 子育て支援サービスの充実	2-1 子どもの預かりサービスの推進
	2-2 母親の心理的サポートの推進
	2-3 経済的支援の推進
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長支援の推進	3-1 保育園・学校の機能強化
	3-2 母子の健康支援の推進
	3-3 思春期保健対策の推進
	3-4 自立したおとな・次代の親の育成
	3-5 特別な配慮を要する子どもたちへの対応の強化
基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備	4-1 相談・情報提供体制の充実
	4-2 生活環境の整備





## 第4章 施策の展開・実施事業

# 1 分かち合いの子育ての推進

すべての子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、教育・保育施設、学校、行政などの社会のあらゆる分野に携わる人々が、子どもや子育て中の保護者の気持ちに寄り添い、支えることを通じ、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを行います。

## 1-1 家庭の子育て力の強化

施策	内容	担当課
(1) 家庭の子育て力向上に向けた啓発活動の推進	<b>①家庭教育学級の充実</b> ●教室の実施により、乳幼児、保育園児、小・中学生をもつ保護者の子育てに対する不安や悩みへの解決力を高め、家庭教育力の向上を図ります。	教育課
	<b>②意識向上に向けた情報発信</b> ●町広報や子育て情報紙、町ホームページなどを活用して、子どもと接することの重要性などについて定期的に啓発を行います。	教育課
	<b>③子育て支援セミナーの開催</b> ●乳幼児の保護者を対象に「子育て支援セミナー」を開催するとともに、子育てに関する情報を提供します。	教育課
	<b>④「家庭の日」を活用した啓発活動の推進</b> ●「家庭の日」(毎月第3日曜日)に合わせて、親子がふれあうことの重要性の啓発を行います。 ●「家庭の日」に、親子で参加できる活動機会を提供します(例:「親子ふれあい体験活動」や親子で参加できる「チャレンジクラブ」など)。	教育課

施策	内容	担当課
(2)食に関する 学習の推進	<b>①食育講話の実施</b> ●各乳幼児健診時の離乳食教室や、栄養や食に関する講話、1、2歳といった節目の時期の栄養相談等を実施します。	住民課
	<b>②乳幼児学級・保育園の家庭教育学級での食育調理実習</b> ●乳幼児または保育園児をもつ保護者を対象に、食に関する講話を行い、実際に調理実習を行い食育について学びます。	教育課
	<b>③保育園児の保護者への情報提供</b> ●保護者に対して栄養に関する情報を提供し、子どもの食生活の改善を図るため、定期的に「給食だより」を発行します。 ●保護者を対象に「保育園給食試食会」などを行い、保育園給食への理解と、栄養教育を行います。	教育課
(3)妊産婦・乳児 の保護者への 知識の普及	<b>①マタニティクラスの実施</b> ●子どもが生まれる前に父母の親としての自覚を促し、協力して出産や子育てを行う意識の向上を図ります。 ●母子健康手帳交付時などに事業の周知と参加呼びかけを行い、参加促進を図ります。	住民課
	<b>②赤ちゃん教室の実施</b> ●離乳食や予防接種、事故予防など、乳児期における子育ての重要ポイントについて学び、それらの不安の解消を図ります。 ●子育て支援センターが毎月実施する「りんごクラブ」の中に、「赤ちゃん教室」の時間を設定する機会を多くとり、参加促進を図ります。 ●健診未受診者のフォローアップと合わせて、本教室の講義内容等の情報提供に努めます。 ●受講者に対して、事前に子育てに関する困り事を尋ね、その解決に向けた手だてを講義の中で説明し、事後に感想をうかがい、受講後のフォローアップや、次回講義の参考とするなど、講義内容の充実に努めます。	住民課 教育課

## 1-2 地域で取り組む子育ての推進

施策	内容	担当課
(1)ちびっ子ハウスの充実	<b>①ちびっ子ハウスの充実</b> ●子どもを自由に遊ばせることができ、専門的な相談や同世代の子どもをもつ保護者同士の交流ができる場として、乳幼児期の子育てを総合的にサポートします。 ●開所日や開所時間の拡大など、活動の充実を図ります。	教育課
	<b>②利用促進</b> ●町広報、子育て情報紙、町ホームページの活用や、母子保健事業などを通じて、本事業を周知します。	教育課
(2)託児ボランティア(活動)の充実	<b>①託児ボランティア(活動)の充実</b> ●講演会や学習会時の託児など、わずかな時間の子どもの預かりニーズに対応し、ボランティアによる託児を実施します。	教育課
(3)平日放課後の小学生の安全な居場所(放課後子ども教室)の確保	<b>①「放課後子ども教室」の実施</b> ●地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象に安心・安全な子どもの居場所を提供し、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動を行います。	教育課
(4)スポーツ少年団活動の活性化支援	<b>①スポーツ少年団活動の活性化に向けた支援</b> ●地域社会のなかでスポーツを通じて青少年のからだところを育てる「スポーツ少年団」を、親子で参加できる活動にするなど、活動費の助成を含めた体制強化への支援を行います。	教育課

施策	内容	担当課
(5) 子ども会活動の活性化支援	<b>①子ども会活動の活性化に向けた支援</b> ●異年齢の集団による活動を通じて、仲間づくりや心身の成長を目的に、単位子ども会同士の統合など、活動の体制強化に向けた支援を行います。	教育課
	<b>②活動費の助成</b> ●子ども会における活発な活動を促すため、引き続き助成を行います。	教育課
(6) チャレンジクラブの充実	<b>①活動内容の充実</b> ●土曜日の子どもの居場所を確保するとともに、体験を通じたさまざまな活動を行うことができるよう、地域で何らかの技能をもつ人を「まちの先生」として講師に招き、体験教室を開催します。また「まちの先生」となる講師の発掘を進め、活動内容の充実に図ります。	教育課
	<b>②近隣市町村の類似事業の相互利用の検討</b> ●近隣市町村における類似の体験型教室についても参加できるように、近隣市町村と調整し、相互に利用できる仕組みについて検討します。	教育課
(7) 子どもの地域活動・ボランティア活動への参加促進	<b>①各種行事への参加促進</b> ●地域の大人とともに「クリーン作戦」「レッキーマラソン運営ボランティア」などの地域活動やボランティア活動に取り組む機会を提供し、地域への理解を促すとともに、ボランティア精神や社会性を身につける機会とします。	教育課
(8) 有害環境対策の推進	<b>①家庭と学校との連携による教育の推進</b> ●性や暴力などの過激な情報に対する子ども自身の対応力を身につけさせるとともに、こうした情報が簡単に子どもの手に届かないよう、家庭や学校において指導を行います。	教育課
	<b>②有害図書等の販売自粛に向けた働きかけ</b> ●子どもに対し、有害図書を販売しないのはもちろんのこと、子どもがそれらを手にしにくい販売方法（商品陳列の方法の工夫やひも等でくるなど）にするなど、場合によっては販売の自粛に向けた協力の要請を町内店舗に働きかけます。	教育課

施策	内容	担当課
<p>(9)「子ども見守りの家」の活動の充実</p>	<p>①協力世帯の増加及び更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもが助けを求められるシェルターとしての役割をもつ「子ども見守りの家」の活動の充実のため、地域バランスも考慮しながら協力世帯数の増加を図ります。</li> <li>●すでに協力世帯となっている世帯について、一定年数経過後に、継続して協力が可能かどうかの確認を行います。</li> </ul>	教育課
	<p>②「子ども見守りの家」の活用方法の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校や家庭などで、子どもに対し「子ども見守りの家」の活用方法や協力世帯のある場所の周知を図ります。</li> </ul>	教育課
	<p>③「子ども見守りの家」の活用事例の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「子ども見守りの家」が活用された場合の情報共有及びそれに基づく対処方法のルール化を図り、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。</li> </ul>	教育課
<p>(10)防犯ボランティア活動の推進</p>	<p>①多様な見回り事例の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全国各地の見守り活動の情報を収集・提供し、防犯ボランティアの協力を呼びかけることによって、登下校時や放課後等の安全を確保します。</li> </ul>	教育課 総務課
	<p>②多様な地域組織の連携による見守り活動シフトの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●PTAや子ども会をはじめ、区長会、青少年育成町民会議、民生委員児童委員協議会などの団体に対し、登下校時や放課後等の見守りの協力を要請し、活動日や活動場所の調整を行うなど、効果的・効率的な活動体制を構築します。</li> </ul>	教育課 総務課 住民課

### 1-3 地域の子育て力の強化

施策	内容	担当課
(1)子どもの健全育成・子育て支援に関するボランティアの養成	①託児ボランティアの養成と確保 ●講演会や学習会の際の託児を行う「託児ボランティア」を養成し、確保に努めます。	教育課
	②子育てマイスターの養成と確保 ●県で行う、保育経験などの専門的経験を生かし、地域で子どもの健全育成や子育て支援活動に取り組む人材を育成する「子育てマイスター」への参加を促進し、町や地域が行う子どもの健全育成や子育て支援活動を推進します。	教育課
(2)地域の子育て力向上に向けた啓発	①意識向上に向けた情報発信 ●地域住民に向けて、町広報や町ホームページなどを活用し、定期的に地域の子どもの地域で育てることの必要性やその方法などの情報発信を行います。	教育課
	②自治会などの地域組織や生涯学習の場を通じた啓発活動 ●自治会などの地域組織や生涯学習の場において、地域の子育て力向上に向けた啓発を行います。	教育課

### 1-4 父親の子育て力の強化

施策	内容	担当課
(1)父親の育児参加を図るための啓発活動の推進	①意識向上に向けた情報発信 ●町広報や子育て情報紙、町ホームページなどを活用して定期的に父親の育児参加への情報発信を行い、父親が子育てに主体的に関われるよう、意識向上を図ります。	教育課
	②育児講座の開催 ●父親を対象とした「子育て支援セミナー」を行い、父親の意識向上を図ります。	教育課
(2)「親子ふれあい体験活動」の充実	①活動内容や開催方法等の充実 ●自然の中で家族とのふれあいや、仲間との交流を図れるよう、家庭教育学級と連携をとり、仕事をしている人でも参加できるよう、開催日程に配慮するなど、活動内容の充実に努めます。	教育課

## 1-5 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	内容	担当課
(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発活動の推進	①意識向上に向けた情報発信 ●町広報や町ホームページなどを活用し、子育て中の男女を中心に、その親世代やこれから親になる世代の人たちが、仕事と生活の調和を図ることの必要性を認識し、主体的な活動につなげられるよう、情報発信を行います。	教育課
(2)企業への働きかけ	①七宗町商工会との連携による町内企業への働きかけ ●七宗町商工会と連携し、町内企業に対してワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行い、子育て中の男女への積極的な配慮・サポートを働きかけます。	教育課 企画財政課
	②近隣市町村との連携による町外企業への働きかけ ●近隣市町村と協力し、町外企業に対してワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みや、子育て中の男女への配慮・サポートを行うことの必要性やその方法について啓発します。	教育課 企画財政課



## 2 子育て支援サービスの充実

子育てと仕事の両立に向けて、各種の子育て支援サービスの充実を図り、保護者の心身の負担や経済的負担の軽減を図ります。また、子ども・子育て新制度について、利用者にとって分かりやすく広報を行うとともに、子育て世帯が子育て支援サービスの利用を容易に行えるよう、体制の整備を進めます。

### 2-1 子どもの預かりサービスの推進

施策	内容	担当課
(1) 通常保育・低年齢児保育の推進	<b>①通常保育・低年齢児保育の継続実施</b> ●保育園において、8:30 から 16:30 までの通常保育を行います。また、低年齢児の受け入れは生後6週から行います。	教育課
(2) 延長保育の推進	<b>①延長保育の継続実施</b> ●通常保育時間の枠を超えて、最大で7:00 から 19:00 までの12時間保育を行います。	教育課
	<b>②夜間保育やトワイライトステイ事業を行っている施設の情報提供</b> ●近隣市町村の夜間保育やトワイライトステイ事業の情報を把握しておき、必要に応じて紹介します。	教育課
(3) 一時預かりの推進	<b>①一時預かりの実施</b> ●親の病気や急用など、緊急・一時的な保育ニーズに対応し、保育園において、月から土曜日の週6日間、8:30 から 16:30 の時間帯で一時預かりを行います。	教育課
	<b>②他市町村保育園の一時預かりの相互利用の仕組みづくり</b> ●保育士の配置、近隣市町村の一時預かりの相互利用の仕組みづくりについて検討します。	教育課
(4) 休日保育の実施検討	<b>①休日保育の実施検討</b> ●実施場所や開所時間、利用料金等実施方法の案を提示したニーズ調査により正確なニーズを把握し、ニーズが高い場合は実施に向けた検討を行います。	教育課
(5) 病児・病後児保育体制の確保	<b>①病児・病後児保育サービスの提供体制の確保</b> ●近隣市町村の医療機関などの協力を仰ぎ、病児・病後児保育の利用ができるよう体制を整えます。	教育課

施策	内容	担当課
(6) 放課後児童クラブの充実	<p>①放課後児童クラブの実施</p> <p>●小学生の放課後や長期休暇時などの安全な居場所を確保し、仕事と子育ての両立を支援することを目的に、平成27年度より事業を実施し、その充実を図ります。また、特別支援学校に通う児童の受け入れも行います。</p>	教育課
(7) ファミリー・サポート・センター事業の実施	<p>①ファミリー・サポート・センター事業の実施</p> <p>●緊急・一時的な保育ニーズ、子育ての負担軽減を図るための保育ニーズ、子どもが病気や病気の回復期のときの保育ニーズに対応するため、援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合うファミリー・サポート・センター事業について、近隣市町村と共に、広域で実施します。</p>	教育課

## 2-2 母親の心理的サポートの推進

施策	内容	担当課
(1) 地域子育て支援センターの機能強化	<p>①地域子育て支援センターにおける各種事業の充実</p> <p>●第1保育園内の地域子育て支援センターの事業として、園庭開放、育児相談、育児講座、情報提供を行います。また、地域子育て支援センター職員が第2保育園に出向き、出張地域子育て支援センターを開設し、園庭開放を行います。</p> <p>●園庭開放については、地域のニーズをみながら、日数の増加や時間延長などについて検討します。</p> <p>●育児相談については、生きがい健康センターで行う乳幼児相談会・電話相談とともに、気軽に相談しやすい相談窓口として周知を図り、利用促進を図ります。また、生きがい健康センターや親子教室、学校などと連携して専門的な相談にも適切に対応します。</p> <p>●育児講座については、「子育て支援セミナー」の開催回数の増加について検討を行うとともに、参加者の感想等を踏まえ、内容の充実を図ります。</p> <p>●園庭開放利用者、あるいは育児講座「子育て支援セミナー」参加者による育児サークル設立と活動を支援します。</p>	教育課

施策	内容	担当課
<b>(2) 乳児家庭全戸訪問事業の充実</b>	<b>①訪問率 100%に向けた取り組み</b> ●すべての出生児の発育・発達状況を把握し、保護者から出産や育児についての不安を聞き、その解消を図るため、生後1～2か月を目安に乳児のいる家庭の全戸家庭訪問を実施します。 ●里帰り出産などにより訪問が難しいケースに対しても、3から5か月健診の前までに100%の訪問をめざします。 ●仮に訪問ができない場合でも、電話等でのフォローアップによる関係づくりを行います。	住民課
	<b>②「養育支援訪問事業」との連携</b> ●子どもの発育や健康状態、母親の心身の状態などを的確につかみ、継続的に個別支援を行っていく必要がある場合には、「養育支援訪問事業」につないでいきます。	住民課
<b>(3) 養育支援訪問事業の充実</b>	<b>①養育支援訪問事業の継続的实施</b> ●特別の支援が必要と判断された子どもやその保護者を対象に、継続的に家庭訪問を行う「養育支援訪問事業」を実施します。	住民課 教育課
	<b>②養育支援訪問事業対象者の的確な抽出</b> ●乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診、乳幼児健康相談などの母子保健事業、地域子育て支援センターの園庭開放や育児相談などを通じて、支援が必要な子ども及び保護者の確実な抽出に努めます。	住民課 教育課
<b>(4) 乳幼児相談・電話相談の推進</b>	<b>①相談支援の充実</b> ●上麻生地区と神淵地区において、定期的に乳幼児相談会を開催するとともに、常時電話による相談を受け付けます。	住民課 教育課
	<b>②周知と利用促進</b> ●地域子育て支援センターで行う育児相談とともに、気軽に相談しやすい相談窓口として、町広報や子育て情報紙、健康カレンダー、町ホームページを通じた周知を行います。 ●母子健康手帳の交付時や乳児家庭全戸訪問事業による訪問時、乳幼児健診時などの際に周知し、必要なときに利用してもらえるような環境を整えます。 ●地域子育て支援センターや親子教室、学校などと連携して専門的な相談に対応します。	住民課 教育課

## 2-3 経済的支援の推進

施策	内容	担当課
(1) 乳幼児医療 公費負担制 度の推進	①給付水準の継続 ●中学校卒業までの子どもの医療費の無償化を行い、 子どもの医療にかかる経済的負担を軽減します。	住民課
(2) 保育料の負 担軽減	①継続実施 ●保育料について、国の基準よりも低く設定し、保育 にかかる経済的負担を軽減します。町の財政事情も みながら、可能な限り今後も継続を図ります。	教育課
(3) 育児給付金 の充実	①給付内容の充実 ●第3子以降の出生に対し、1人につき30万円、第2 子の出生に対し、20万円の育児給付金を支給し、出 産・育児にかかる経済的支援を強化します。	住民課
(4) 母子・父子世 帯に対する医 療費の助成	①継続実施 ●県の事業である母子・父子家庭の医療費の助成（18 歳未満の子どもがいる世帯の子どもと親の医療費： 所得制限あり）について、県に協力し、本事業を継 続して行います。	住民課

### 3 子どもの心身の健やかな成長支援の推進

子どもの心身の健やかな成長を促すため、保育園や学校における保育・教育の充実、母子保健事業の充実を図ります。また、障がいや虐待、不登校など、特別な配慮を要する子どもたちへの支援体制を強化します。そのために必要不可欠な専門職等の専門性向上に向けた支援を推進します。

#### 3-1 保育園・学校の機能強化

施策	内容	担当課
(1) 保育園と地域の交流の推進	<b>①地域との交流</b> ●町内2つの保育園において、地域住民参加の夏祭りを開催するなど、地域との交流を深めます。	教育課
(2) 保育園小・中学校の交流の推進	<b>①小学校への訪問</b> ●園児たちが小学校を知り、入学への期待をもてるよう、小学校への訪問を行います。	教育課
	<b>②異年齢児との交流</b> ●「乳幼児保育体験」による受け入れを通して、中学生との交流を図ります。中学生の受け入れを継続して行うとともに、小学校高学年の受け入れについても検討し、交流の幅を広げます。 ●農園で栽培した作物の収穫や伝統行事の参加を通して、小学生と交流を行います。	教育課
	<b>③園児の指導等に関する情報の共有と指導方針の検討</b> ●園児たちの小学校入学に先立ち、保育園の保育士と小学校の教員が園児一人ひとりのこれまでの指導内容や発達上の課題などの情報を共有し、指導方針の検討を行います。 ●保育士は、卒園児が小学校入学後においても、必要に応じて「個別ケース検討会議 <sup>3</sup> 」へ参加するなど、小・中学校教員に対する在園時の情報提供等、子どもが安全に生活できるよう、卒園後も引き続き協力を行います。	教育課

<sup>3</sup> 「個別ケース検討会議」

小・中学校教員からの要請により、不登校、児童虐待や育児放棄等の問題を抱える、生徒や保護者の心のケアや子どもの安全な生活を最優先として、個別事案の対策を検討する会議。

施策	内容	担当課
(3) 園保育・学校教育の充実	① 保育園での保育内容、学校での教育内容の充実 ● 研修の実施など、組織全体で保育・教育内容の向上に努めます。	教育課
	② いじめや不登校などへの適切な対応 ● いじめや不登校などの問題に、学校全体で対応します。	教育課
	③ 学校評議員活動の活性化 ● 町内全小・中学校で導入している学校評議員制度 <sup>4</sup> の充実を図り、学校評議員による活動の活性化を図ります。	教育課
	④ 保育園や学校での危機管理体制の確保 ● 各保育園、小・中学校で事故防止や事故発生時の対応についての決まりを定め、危機管理体制を強化します。 ● 「ヒヤリ、ハット」の記録整備と活用を進めます。 ● 毎月の安全点検の徹底を図ります。 ● 各保育園、小・中学校で安全教育を推進します。	教育課
	⑤ 保護者対応の仕組みづくり ● 各保育園、小・中学校で、保護者からの苦情や申し入れに対する対応方法についての仕組みづくりと、その運用の徹底を図ります。	教育課
	⑥ 評価の実施 ● 保育園では、県による第三者評価を実施します。また、第三者評価にとどまらず、自己評価、利用者評価なども行い、サービスの向上に努めます。 ● 小・中学校において評価を行い、質の向上につなげます。	教育課

<sup>4</sup> 「学校評議員制度」

学校教育法施行規則に基づき、平成12年から施行。公立学校の運営に、保護者や地域住民（学校評議員）の意向を幅広く取り入れるための制度。

施策	内容	担当課
(4) 学校の相談機能の強化	<p>①日常的な相談対応機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から児童・生徒や保護者と関わる立場の教職員が、児童・生徒や保護者からの日常的な相談に応じ、悩みや不安の解消を図ります。</li> <li>●相談内容によっては、学校内で対応しきれないこともあり得るため、子ども相談センター等の関係機関へつなぐなど、適切な対応をとります。</li> </ul>	教育課
	<p>②スクールカウンセラー等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールカウンセラー等、外部の相談員を活用し、学校関係者には相談しにくい相談、専門的な相談に対応します。</li> </ul>	教育課
(5) 学校等の統廃合整備	<p>①学校等の統廃合整備に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの友だちとの関係の中で、学び合い、競い合いができる環境の整備と、効率的・効果的な学校運営を行うため、学校等の統廃合について検討を行い、可能な限り早期に結論を出し、実行できるよう努めます。</li> </ul>	教育課
(6) 教職員や保育士、保健師等専門職の資質向上	<p>①研修機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県や県教育委員会、県社会福祉協議会、県保健師会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促します。</li> <li>●担当課内での内部研修（勉強会）を開催し、資質向上に努めます。</li> </ul>	教育課
	<p>②業務指導を通じた資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ベテラン職員が若手職員へ業務を通じた指導を行い、若手職員の資質向上を図ります。</li> </ul>	教育課
(7) 民生委員・主任児童委員の資質向上	<p>①研修機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・主任児童委員の活動の強化に向けて、県社会福祉協議会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促します。</li> <li>●民生委員児童委員協議会の定例会議などの場を活用して資質向上に向けた勉強会の開催などを検討します。</li> </ul>	住民課

### 3-2 母子の健康支援の推進

施策	内容	担当課
(1) 母子健康手帳の交付の際における保健指導及び健康指導	<p>①母子健康手帳の交付の際における保健指導及び健康指導</p> <p>●母子健康手帳の交付を随時行い、個別に保健師による保健指導と必要がある妊婦には、栄養士による栄養指導を行います。</p>	住民課
(2) 妊婦健診の推進	<p>①妊婦健診の推進</p> <p>●妊婦や胎児の異常を早期に発見し、早期治療につながるよう、母子健康手帳の交付に合わせて、健康診査受診券を最大で14枚、予約制にて個別交付を行います。また、交付時に受診券の使用方を説明するとともに、妊婦健診を受ける必要性が理解されるよう努め、妊婦健診受診時の相談内容充実を図ります。</p>	住民課
(3) 乳幼児健診の実施	<p>①乳幼児健診の実施</p> <p>●法定化された1歳6か月児健診と3歳児健診のほか、3から5か月児健診、7から9か月児健診を行います。病気や障がいの早期発見という目的はもちろん、保健指導の観点からも貴重な機会となるため、その充実を図ります。</p>	住民課
	<p>②受診率100%に向けた取り組み</p> <p>●乳幼児健診の対象者に対し、個別通知を行うとともに、受診勧奨を行い、各乳幼児健診で受診率100%をめざします。</p>	住民課
	<p>③未受診者へのフォローアップの推進</p> <p>●未受診に対し、次回健診の受診を促すなど、健康相談への参加の進め、訪問の実施などフォローアップに努めます。</p>	住民課



施策	内容	担当課
(4) 乳幼児歯科健診・歯みがき教室の実施	<b>①歯科健診の継続実施</b> ●子どもの口腔内の異常等を早期に発見し、早期治療につなげられるよう、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児の4回の歯科健診を実施し、希望者にはフッ化物塗布を行います。	住民課
	<b>②受診率の向上</b> ●受診勧奨や未受診者へのフォローアップなどにより、受診率の向上を図ります。 ●1歳児相談において、歯科衛生士による歯みがき教室を実施し、その充実を図ります。	住民課
	<b>③歯みがきの個別指導の実施</b> ●歯科健診時に歯科衛生士による歯みがき教室を開催し、集団指導に加え、個別指導も合わせて行うことで、保護者の不安解消やう歯罹患率の減少に努めます。	住民課

### 3-3 思春期保健対策の推進

施策	内容	担当課
(1) 学校での食育の推進	<b>①学校給食を活用した食育の推進</b> ●管理栄養士の栄養管理のもと学校給食を提供します。学校給食を活用した栄養講座を行うなど、栄養教育につなげます。 ●学校給食において、地元特産品を活用した郷土料理の提供とその説明など、地産地消を通じた食育を推進していきます。 ●定期的な「給食だより」の発行により、保護者の食育に対する意識向上につなげます。	教育課
	<b>②小学校高学年、中学校の家庭科を通じた食育の推進</b> ●小学校高学年、中学校における家庭科の授業の中で調理実習を行い、食への関心や興味を深めます。	教育課

施策	内容	担当課
(2) 性や性感染症予防・喫煙や薬物に関する知識の普及	①保健体育や総合学習の時間、特別活動の時間等を活用した知識の普及 ●保健体育や総合学習の時間、特別活動の時間等を活用して、性や性感染症に関する知識、喫煙や薬物に関する知識を伝え、これらによるトラブルの防止を図ります。	教育課
	②家庭との連携強化 ●性に関する問題については、家庭での指導がしづらい側面がありますが、保護者会などでその対応方法などを学習し、協力して対応していける関係づくりを行います。	教育課
(3) 思春期電話相談の利用促進	①県が行う事業の紹介 ●思春期の子どもの悩みに関する電話相談は、県や県の関連機関が青少年SOSセンターをはじめ、子ども家庭110番やヤングテレホンコーナー、少年相談センター、いじめストップ相談ダイヤルなど、さまざまな取り組みを行っているため、小・中学校を通じて、これらの相談窓口についての情報を提供します。	教育課
(4) 「安心・安全ケータイネットの活用について」の周知徹底	①「安心・安全ケータイネットの活用について」の周知徹底 ●「安心・安全ケータイネットの活用について」の周知徹底を図り、携帯電話やスマートフォンに絡むトラブルの未然防止に努めます。	教育課

### 3-4 自立した大人・次代の親の育成

施策	内容	担当課
(1) 職業体験の推進	①職業体験の実施 ●自分の将来の進路や職業について継続的・発展的に考えるきっかけとなるよう、中学1～3年生を対象に夏休みを活用して、職業体験を実施します。	教育課
	②協力企業の増加 ●対象中学生の希望する職業を体験できるよう、町内協力企業に働きかけを行います。また、必要に応じて、近隣市町村と合同での事業実施も検討し、町外企業の相互受け入れについても検討を行います。	教育課

施策	内容	担当課
(2) 乳幼児保育 体験の推進	①中学生の保育体験 ●生命の尊さや子どもと関わることの楽しさや大変さを学び、母性・父性を培うことを目的に、中学生を対象とした保育体験を実施します。	教育課
	②小学校高学年を対象とする事業の実施検討 ●早い段階で小さな子どもと関わることで得られる効果も大きいと考えられることから、小学校高学年を対象とした体験の実施について検討します。	教育課
(3) 子どもの意見 を聴く場 の設置	①「少年の主張を聞く会」の実施 ●子どもが自らの意見をまとめ、表明する力を身につけられるよう、年1回、七宗町青少年育成町民会議家庭教育部会主催による「少年の主張を聞く会」を開催します。	教育課
	②将来の七宗町を担う子どもたちの意見反映の仕組みづくり ●将来の七宗町を担う子どもたちの、町政に対する意見や疑問を聞き、それに対する回答が行えるような仕組みづくりについて検討を行います。	教育課

### 3-5 特別な配慮を要する子どもたちへの対応の強化

施策	内容	担当課
(1) 早期療育の 実施	①親子教室の実施 ●発達の遅れがみられる子どもや、障がいのある子ども、境界領域の子どもの早期療育を図る場として「七宗町親子教室」を開催します。	社会福祉協議会
(2) 障がい児保 育の充実	①障がい児保育の推進 ●障がいのある子どもが、集団生活をおくる中で、心身の発達が促進されるよう、町内2保育園で障がい児の受け入れ体制を確保します。	教育課
	②保育内容の充実 ●保育園において可能な限り、発達課題に応じた適切な療育を行い、心身の発達を促せるよう、親子教室と連携、情報交換を図りながら保育を行います。	教育課

施策	内容	担当課
(3) 障がい児教育の推進	①子どもや保護者の希望を踏まえた教育の提供 ●通常学級、特別支援学級、特別支援学校という3つの選択肢の中で、子どもの将来の姿や、子どもと保護者の希望を踏まえて、適切な情報を提供します。	教育課
	②特別支援学級での教育の充実 ●町内4校に特別支援学級を設置し、在籍する児童・生徒の障がいの状態に応じた適切な教育を行えるよう、教育内容の充実に努めます。	教育課
(4) 障がいに関する相談機能の強化	①障がい児と関わる機関等での日常的な相談対応 ●生きがい健康センター、保育園、親子教室、小・中学校など、障がい児と関わる機関等において、障がい児をもつ保護者からの相談に専門の職員が応じ、問題解決、不安の解消を図ります。 ●障がいに関する相談は、専門性・個別性の高さから、普段、障がい児と関わる機関等の職員のみで解決を図ることが難しいケースも多いため、県子ども相談センターや県更生相談所、医療機関などの専門機関との連携を図りながら適切に対応していきます。	教育課
(5) バリアフリー化の推進	①バリアフリー化の推進 ●身体的な障がいがあっても、保育園や小・中学校に通えるよう、保育園や小・中学校のバリアフリー化に努めます。 ●身体的な障がいがある子どもが、地元小学校への通学を希望する際には、学校における学習や生活を学校全体で支援し、保護者の負担軽減を図ります。	教育課

施策	内容	担当課
<b>(6) 虐待・不登校児童等への専門的対応</b>	<b>①要保護児童・DV等予防対策地域協議会の開催</b> ●虐待を受けている子どもやDV等に対する支援するため、「七宗町要保護児童・DV等予防対策地域協議会」を母体とし、代表者会議や個別ケース検討会議を行うなど、関係機関が相互に連携し、問題の解決にあたります。	教育課 住民課
	<b>②虐待の早期発見及び早期対応</b> ●生きがい健康センターの保健師、保育園の保育士、小・中学校の教員が、子どもの心身の状態をよく観察し、虐待の早期発見に努めます。 ●民生委員及び主任児童委員は、地域住民と協力して虐待が疑われる事案の早期発見に努めます。 ●虐待が発見された場合、「要保護児童・DV等予防対策地域協議会」の「個別ケース検討会議」で早急に対応を協議し、必要に応じて、県子ども相談センターの協力を仰ぎながら、問題の解決にあたります。	教育課 住民課
	<b>③不登校児童・生徒への対応</b> ●不登校児童・生徒について、その背景となっている原因により、「個別ケース検討会議」で対応します。	教育課

## 4 安心して子育てできる生活環境の整備

子育て支援や教育に関する事業が、その利用対象となる子育て家庭に確実に認知され、利用できるよう、情報提供の充実に努めます。また、サービスや事業が必要なときに適切に利用されるよう、相談支援体制の充実に努めます。

子どもが安心・安全で健やかに育つよう小児医療体制の確保や遊び場の整備、交通安全・防犯対策等を行い、保護者が安心して子育てできる環境整備に努めます。

### 4-1 相談・情報提供体制の充実

施策	内容	担当課
(1) 気軽になんでも相談できる体制の整備	<b>①気軽に相談できる雰囲気づくり</b> ●保護者と接する機会の多い生きがい健康センター、地域子育て支援センター、保育園、小・中学校における保健師や保育士、教員等に対し、子育てに関するさまざまな相談をいつでも、気軽に相談できるよう、広報等で周知します。 ●保健師や保育士、教員等は、保護者との関わりの中で、不安や悩みを引き出せるよう配慮します。	教育課 住民課
	<b>②専門的な内容への対応に向けた他の機関へのつなぎ</b> ●保護者から専門領域外の内容である不安や悩みを聞いたときには、保護者の了解を得た上で、該当機関の担当者につなぐなど、関連機関と連携して不安や悩みに対応します。	教育課 住民課

施策	内容	担当課
(2) 多様な方法での情報提供	<b>①町広報や子育て支援情報紙、健康カレンダー等、紙媒体による情報提供</b> ●町広報や子育て情報紙、健康カレンダーなどによる子育て支援や保健・教育などについての情報提供を行います。 ●子育て支援や保健・教育等の事業・サービスについて、対象となる年代別に一覧としてまとめられている「サービスガイド（仮称）」の作成・配布について検討します。	教育課 住民課
	<b>②町ホームページにおける子育て支援情報の充実</b> ●町ホームページにおける子育て支援、健全育成関連情報の充実を図ります。	教育課 住民課
	<b>③専門職等による情報提供</b> ●生きがい健康センターや地域子育て支援センター、保育園や小・中学校において、専門職から保護者に対し、必要な情報提供を行います。	教育課 住民課

#### 4-2 生活環境の整備

施策	内容	担当課
(1) 小児医療体制の確保	<b>①休日・夜間の小児救急医療体制の確保</b> ●県と連携して、休日・夜間の小児救急医療体制を確保します。	住民課
	<b>②産婦人科の確保</b> ●可茂圏域という広域の枠組みで、産婦人科の確保に努めます。	住民課
(2) 遊び場の整備	<b>①児童公園の維持管理</b> ●児童公園の遊具などについて、定期的な点検、補修等の維持管理を行い、子どもたちが安全に遊べる環境を整えます。	住民課
	<b>②危険箇所への対応</b> ●道路・河川等の危険箇所を把握し、優先度に応じて順次対応を図っていきます。	農林建設課

施策	内容	担当課
(3) 交通安全対策	<b>①保育園、小・中学校での交通安全教室の開催</b> ●総合的な学習の時間、特別活動の時間、園行事・学校行事の時間などを活用し、交通安全教室を開催します。	教育課
	<b>②地域住民を対象とした交通安全教室の開催</b> ●地域住民を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上を図ります。	総務課
(4) 防犯教育の推進	<b>①保育園、小・中学校での防犯教室の開催</b> ●総合的な学習の時間、特別活動の時間、園行事・学校行事の時間などを活用し、防犯教室を開催します。	教育課 総務課
	<b>②地域組織単位での防犯教育の実施</b> ●自治会をはじめ、子ども会、消防団などの地域組織の定例会などの場で、防犯教育を行うよう、各地域組織の役員に働きかけます。 ●地域組織で防犯教育を行う際には、必要な資料の提示や講師の派遣など、必要な支援を行います。	教育課 総務課
(5) 防犯灯の整備	<b>①地区の要望を踏まえた防犯灯設置の推進</b> ●地区からの要望を踏まえ、順次、防犯灯の設置を行います。	総務課
	<b>②防犯パトロールの実施</b> ●子どもの下校にあわせ、青色回転灯装着車による防犯パトロールを実施します。 <b>③防災行政無線による啓発</b> ●子どもの下校時間に防災行政無線を流し、地域での見守りを行います。	総務課

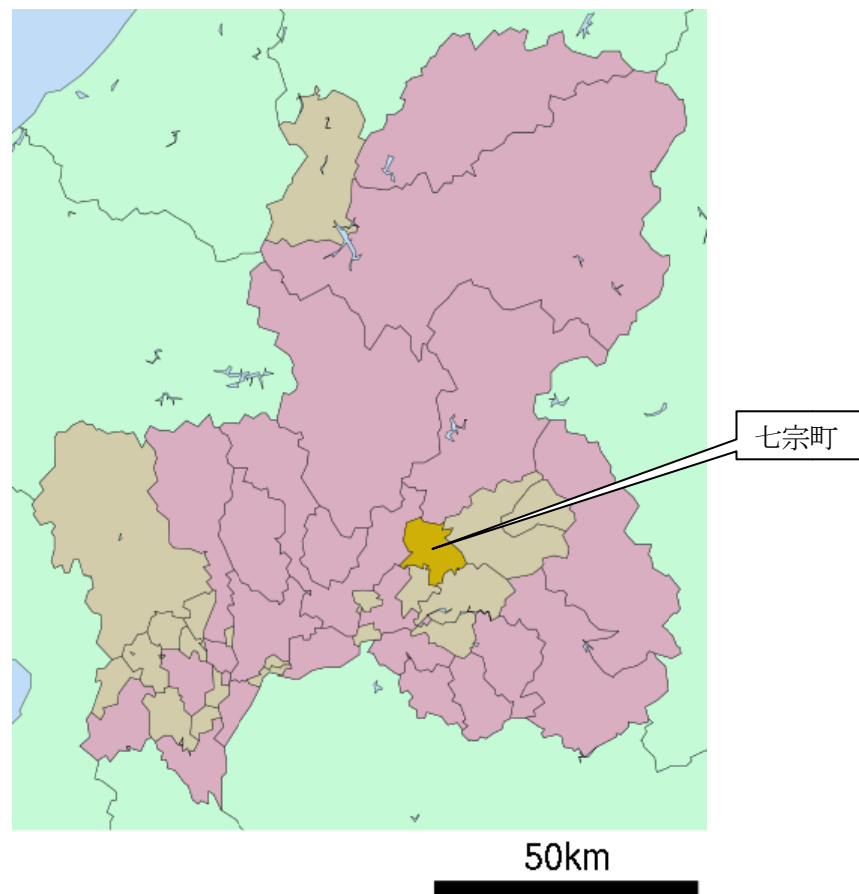


## 第5章 量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域

政府においては、量の見込み・確保の内容の設定にあたり、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育、保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本町では、町全体を一つの区域として設定し、実情を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。



## 2 子ども・子育て支援給付

### (1) 七宗町における認定区分

子ども・子育て新制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、政府の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

#### ■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり(教育のニーズあり)	保育の必要性あり(教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	地域型保育事業		△	△	○

### (2) 七宗町における教育・保育施設

#### ■七宗町の教育・保育施設数

	実施か所	平成26年度実績	定員
幼稚園	無し		
保育園	2	73	105
認定こども園	無し		
認可外保育施設	無し		
事業所内保育施設	無し		

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

本計画では、計画期間である5年間の教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を設定します。

設定方法については、現在実施している事業の利用実績や供給体制、今後の利用希望を統計資料やアンケートをもとに把握し、それらの数値を踏まえた上で算出しています。

#### (1) 教育事業 1号認定 (3～5歳)

##### 【事業内容】

##### ◆実績

単位 (人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

##### ◆量の見込みと確保の内容

単位 (人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	1号	0	0	0	0	0
	2号	0	0	0	0	0
	A 合計	0	0	0	0	0
確 保 の 内 容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	0	0	0	0	0
B-A		0	0	0	0	0

##### 【提供体制の考え方】

○町内には幼稚園がなく、利用の実績もないため、今後、5年間の量の見込みはありません。今後5年間でニーズが発生する際は、近隣市町と連携、調整し対応することとします。

## (2) 保育事業 2号認定 (3～5歳)

### 【事業内容】

仕事など保護者の都合で、昼間世話をすることができない家庭の就学前児童を預かり、保護者に代わって保育を行う事業。

本町には保育園が2か所あり、就学前の児童のための施設となっています。保育所入所率は100%で、待機児童は0人となっています。

### ◆実績

単位 (人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	80	76	68	63	61

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位 (人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	2号	47	43	47	43	42
確保の内容	認可保育所	47	43	47	43	42
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	47	43	47	43	42
B-A		0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

○平成27年度から平成31年度にかけては、児童数の減少に伴い減少傾向にあり、既存の保育所により必要ニーズ量を確保できる見込みです。

(3) 保育事業 3号認定 (0~2歳)

【事業内容】

◆実績

単位 (人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	7	8	9	18	12

資料：町教育課(平成 26 年 10 月 1 日現在)

◆量の見込みと確保の内容

単位 (人)

			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見 込 み の 量	3号	0歳	3	3	3	3	3
		1・2歳	15	14	14	13	13
	A 合計		18	17	17	16	16
確 保 の 内 容	認可保育所		18	17	17	16	16
	認定こども園		0	0	0	0	0
	地域型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		18	17	17	16	16
B-A			0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけては、児童数の減少に伴い減少傾向にあり、既存の保育所・認定こども園により必要ニーズ量を確保できる見込みです。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### (1) 時間外保育事業

#### 【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

#### ◆実績

単位(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

#### ◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	11	10	10	10	9
B 確保の内容	11	10	10	10	9
B-A	0	0	0	0	0

#### 【提供体制の考え方】

○平成27年度から平成31年度にかけて、園児数の減少に伴いニーズも減少傾向となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。

また、時間外保育(7時から19時)を実施するように整備されているが、11時間以上の延長保育を希望される方がいない。

## (2) 放課後児童健全育成事業

### 【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ◆実績

単位(人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A量の見込み	低学年	15	14	14	11	11
	高学年	26	25	19	19	17
	合計	41	39	33	30	28
B確保の内容		40	40	40	40	40
B-A		▲1	1	7	10	12

### 【提供体制の考え方】

○低学年を優先しつつ、高学年の見込みにも対応できるよう施設整備を行います。平成27年度は、提供体制が不足する見込みとなっているため、平成28年度年度以降、各校区ともに受け入れが可能になるよう、体制整備を行います。



### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### 【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

#### ◆実績

単位（人日）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用者数	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

#### ◆量の見込みと確保の内容

単位（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	0	0

※ショートステイ（宿泊を伴う一時預かり）のみの事業量の見込みです。夜間の一時預かり（トワイライトステイ）の事業量の見込みについては、「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時的預かり（未就学児）」に含まれます。

#### 【提供体制の考え方】

○平成26年度までの利用実績がないため、量は見込んでいませんが、保護者にニーズがある場合は、近隣市町での受け入れを想定しています。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

##### 【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### ◆実績

単位(人回)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用回数	302	301	279	271	78

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

##### ◆量の見込みと確保の内容

単位(人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	924	924	924	924	924
B 確保の内容	924	924	924	924	924
B-A	0	0	0	0	0

参考：月平均11組の親子が7回参加したと考えた(11組×7回×12か月=924)数値です。資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

##### 【提供体制の考え方】

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。

## (5) 一時預かり事業

### 【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ◆実績

単位（人日）

幼稚園の預かり保育	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
年間延べ利用者数	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位（人日）

幼稚園の預かり保育		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
A 量の見込み	1号認定による利用	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	0	0	0	0	0
B 確保の内容		0	0	0	0	0
B-A		0	0	0	0	0

その他の一時預かり		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 年度
A 量の見込み		232	218	223	211	203
B 確保 の内容	一時預かり事業	240	240	240	240	240
	ファミリー・サポート・ センター（病児・病後児 を除く）	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
B-A		8	22	17	29	37

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり」については、一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センターを含めた量の見込みです。

### 【提供体制の考え方】

○平成27年度から平成31年度にかけて、園児数の減少に伴いニーズも減少傾向となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。

## (6) 病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### ◆実績

単位（人日）

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
年間延べ利用者数	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位（人日）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
A 量の見込み	64	60	62	58	56
B 確保の内容	64	60	62	58	56
B-A	0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

○事業実施体制に対して利用が少なくなっているため、今後の見込み量に対する提供体制は確保できる見込みです。事業の周知・広報を進め、利用者の確保に努めます。将来的に中山間地型病児保育事業を開始できるよう、体制を整備します。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

### 【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ◆実績

単位（人日）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ利用者数	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位（人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	64	60	62	58	56
B 確保の内容	64	60	62	58	56
B-A	0	0	0	0	0

※就学児の利用分のみ量の見込みです。未就学児の一時預かりの事業量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり（未就学児）」に含まれます。

### 【提供体制の考え方】

○平成26年度現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できる見込みです。現在、美濃加茂市に委託して行っているが、会員登録もなく現在の実績はありません。

## (8) 妊婦健診事業

### 【事業内容】

安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。

### ◆実績

単位(件・人)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
妊娠届出件数 (延べ受診者率)	39(人)	21(人)	23(人)	25(人)	14(人)

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
A 量の見込み	13	13	12	12	11
B 確保の内容	13	13	12	12	11
B-A	0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

○県との連携のもと、現在、すべての妊婦さんに対して実施できています。平成27年度以降も利用者のニーズに対する提供体制は確保できる見込みです。

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握と、それに対する助言を行う事業です。

### ◆実績

単位(人・%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問対象乳児数 (実施率)	27(人)	20(人)	10(人)	16(人)	14(人)

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	13	13	13	12	12
B 確保の内容	13	13	13	12	12
B-A	0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

○乳児家庭全戸訪問事業については、平成25年度現在、実施率は99.9%となっています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、受診率100%をめざし

## (10) 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業です。

### ◆実績

単位（世帯）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象世帯数	0	0	0	0	0

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位（世帯）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	13	13	13	12	12
B 確保の内容	13	13	13	12	12
B-A	0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

○養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の量の見込みに対して、提供体制は十分に確保できる見込みです。現在、訪問は行っていないものの、保健センターが窓口になり、来所または、電話による相談という形で実施している事業を、来年度より養育支援が必要な家庭に対しての訪問ができるように体制の整備に努めます。



## (11) 利用者支援事業

### 【事業内容】

子育て支援センターなどの身近な場所において、町の教育・保育事業や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

### ◆実績

単位（か所）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数	1	1	1	1	1

資料：町教育課(平成26年10月1日現在)

### ◆量の見込みと確保の内容

単位（か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1
B-A	0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

○現在、子育て支援センターが窓口となり実施している、利用者支援事業については、今後、1か所を整備し、今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。



## 第6章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、子育て支援に携わる保育士や教職員等の専門職の研修・業務指導による資質の向上を図り、近隣市町村との連携体制の強化を図りながら、効率的・効果的な事業推進体制を整えます。

## 1 地域との連携

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な主体との結び付きが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

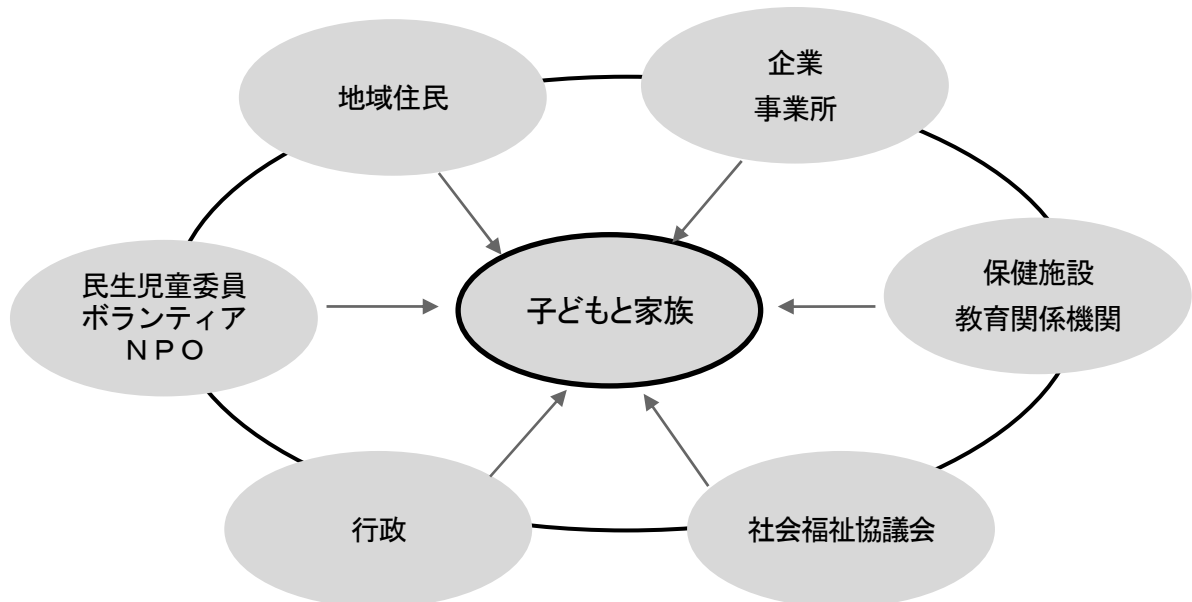
## 2 市内の連携強化

本計画および、次世代育成支援対策行動計画は子ども・子育て支援のための総合的な計画として、保健・福祉・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたるため、推進を担う中心組織として「乳幼児期子育て支援推進委員会」を設置します。

## 3 県・近隣市町村との連携

本計画は、保育所や幼稚園の広域利用をはじめ、保健・福祉・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたっているため、県・近隣市町村との連携・調整を必要とする事業については、関係自治体に積極的に働きかけ、効果的・効率的な事業実施に努めます。

### <子ども・子育て支援事業を担う人々・組織の役割>



## 4 進捗管理及び評価

本計画及び次世代育成支援対策行動計画の推進に当たっては、定期的に、「乳幼児期子育て支援推進委員会」開催し、進捗状況の確認、事業の評価を行います。

〈資料編〉

●資料挿入予定